

# 2025 REPORT

監査品質向上への取り組み

三優監査法人

<http://www.bdo.or.jp>

三優監査法人

〒160-0023

東京都新宿区西新宿1丁目24番1号

エステック情報ビル

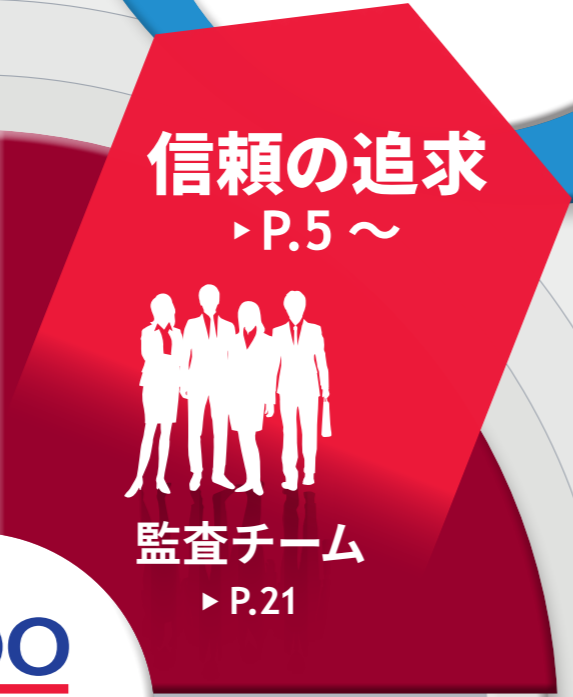
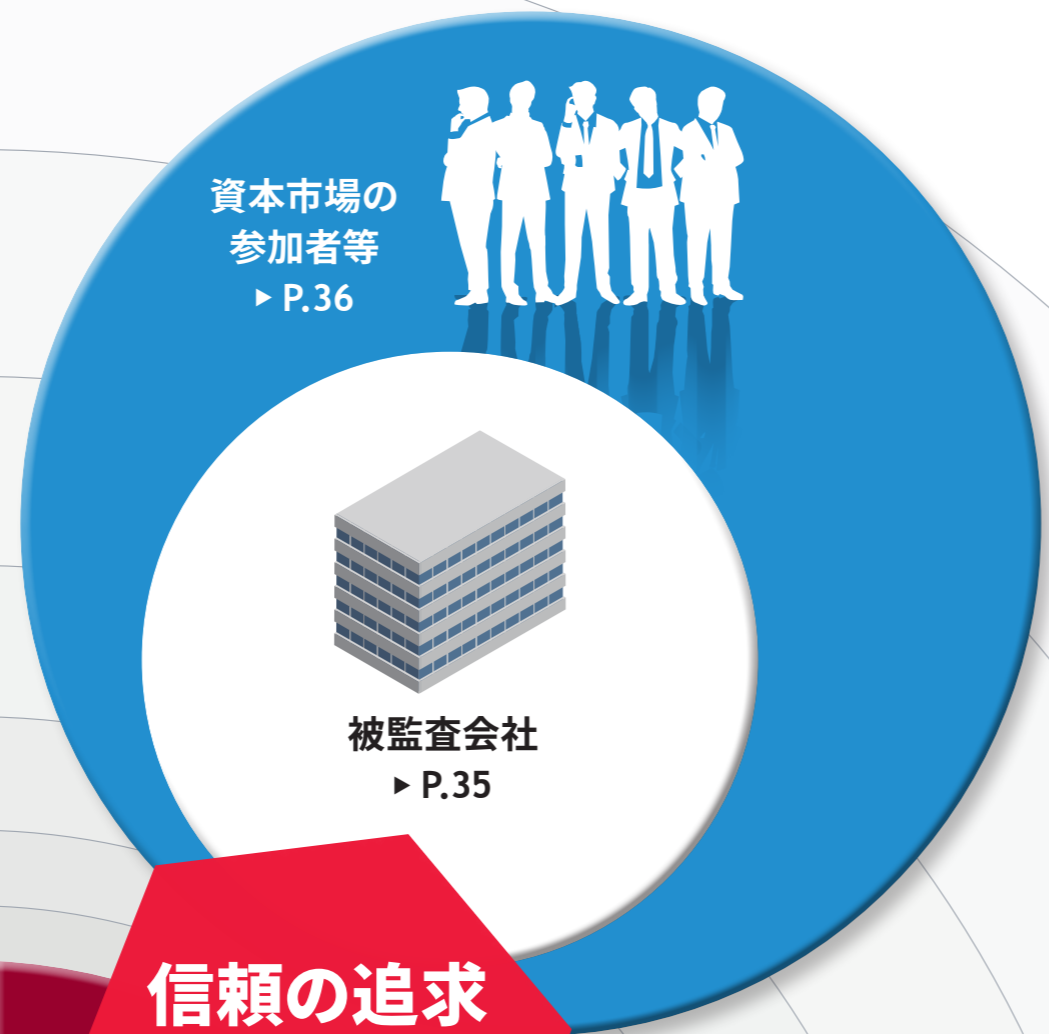
TEL:03-5322-3531



本印刷は持続可能な地球環境保護のために、

- FSC® 認証紙を使用しています。
- ベジタブルインキを使用しています。
- 水なし印刷方式で印刷しています。

# 監査品質向上 取り組み体制 2025



## CONTENTS

01	理事長パートナーからのご挨拶	3
02	三優監査法人の法人文化	5
03	三優監査法人のビジョン	7
04	ガバナンス体制	9
05	各本部の取り組み	14
06	独立第三者委員	19
07	監査チーム	21
08	人財育成	23
09	品質管理	27
10	外部機関からのレビューと検査	37
11	海外ネットワークファーム	39
12	国内ネットワークファーム	41
13	ガバナンス・コード対応状況	43
	三優監査法人プロフィール	49

三優監査法人は、2017年10月1日より「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」を採用しています。  
本報告書は、主に2024年度（2024年7月～2025年6月末）における監査品質向上に向けた当法人の取り組み・体制をとりまとめています。また、監査法人のガバナンス・コードにおける各原則の対応状況の概要については、本報告書の巻末に記載しています。

# 01

理事長パートナーからのご挨拶

## 社会の変化を捉えて着実に成長し、 ステークホルダーからの 信頼に応える監査法人へ

### 監査業界を取り巻く変化や法整備に対する対応

昨今の社会・経済環境は、地政学リスク、気候変動、デジタル化の進展などによってめまぐるしく変化しています。そうした中において、被監査会社の事業活動も多様化し、監査業務に対する社会からの期待や要求は年々強くなっていますが、三優監査法人では、監査を通じて堅実に企業活動をサポートし、資本市場や被監査会社との信頼関係の構築に向けた努力を続けています。

昨年話題として上がっていた公認会計士法の改正による「上場会社等監査人登録制度」については、問題なく対応が完了し登録を果たしました。また、「監査に関する品質管理基準」では、監査事務所における適切な品質管理システムの整備と運用が求められ、2022年6月に公認会計士協会により「監査事務所における品質管理」、「監査業務に係る審査」および「監査業務における品質管理」が改正、新設されました。当法人も2024年7月1日より、この適用を受けることになりましたが、それに先駆けて、2023年1月に「モニタリング本部」を新設、同時に「品質管理委員会」を常設して準備を進め、体制を整えてきました。

これらは監査法人の信頼性を高めるための施策であり、品質管理体制の整備や監査品質に関する報告書の開示が法的義務となったことで、当法人としても、姿勢を一段と引き締めて取り組む必要があると考えています。

当法人では、監査法人のガバナンス・コードを適用し、外部有識者である独立第三者委員制度を採用して、独立第三者委員の知見を活かし、法人の経営とその体制に対する監督・評価機能を整備しており、この方面についての対応は十分に整えております。また監査品質については、当法人自身の監査品質に関するPlan-Do-Check-Action活動による恒常的な監査品質向上への取り組みとともに、定期的に日本公認会計士協会による品質管理レビュー、公認会計士・監査審査会の検査および所属グローバルネットワークの検査を受けており、それらの指導等を品質管理ポリシー

やプロセス改善等に活かし、監査品質向上への取り組みを進めています。

一方では、IPOに関する監査や上場維持基準の厳格化といった資本市場の動きも、IPO関連業務への対応を強みとしてきた当法人にとっては大きな機会であるといえます。これまでに培った信頼を基盤に成長できる環境でもありますから、どの事案にも誠実に対応して監査品質を保ち、より信頼を高めてまいります。

### 監査品質向上と成長に不可欠な人材の育成

監査品質の向上に、最も重要なことは人材の育成であると、これまでも言い続けてきました。この1年も、常に育成方法については検討を重ね、研修制度等の充実については、特に力を入れてきました。

従来の会計や監査などのテクニカルスキルの研修に加えて、階層別にコーチングやプレゼンテーションといったコミュニケーション力が監査人の価値を高めるという考えに基づき、ソフトスキルの研修を充実させています。また、スタッフの階層別研修の内容を監査現場に開示しており、研修で学んだことが、きちんと理解できているか、監査の現場に生かされているかを確認しています。

毎年、従業員の満足度調査を実施していますが、今年は研修の成果に対する評価が大きく向上しており、新しい取り組みの成果が表れていると実感しています。特に、OJT制度については、一部の事務所で新たな取り組みが進められています。従前のOJT制度ではトレーナーがトレーニーを決めていましたが、現在はトレーニーがトレーナーを逆指名する方式を採用し、定期的なコミュニケーションを通じて、トレーニーの個々の状況に応じたオーダーメイドの育成が可能となっています。教える側と教えられる側の双方の意識がより高まり、ディスカッションの内容もより深くなっていると聞いており、より実効性のあるOJT制度になっているのではないかと思います。

こうした新しい取り組みも、まずは取り入れてみて改善

しながら続けることで、より良い仕組みにし、さらにそれが重層的な取り組みになって「組織全体で自然に人を育てる」という文化にしていきたいと考えています。社会からの多様な要請に応えるには、人材にも多様性が必要であり、被監査会社の要望にしっかりと耳を傾け、社会の変化に取り残されないよう継続的に学び続けることが大切であると思います。

### 新規分野への対応はBDOとの連携を強化

今後、監査法人に期待されている分野としては、非財務分野、サステナビリティの分野が挙げられます。これも以前から取り組みを進めているところですが、2030年を目標としていた気候変動等の取り組みも、その期限を目の前にして上場企業へのサステナビリティ開示基準の強制適用や保証義務化の時期については多少スピード感が落ちているようです。しかし、長期的に見れば、これらの分野への取り組みが求められてくることは間違いなく、当法人としても人材や体制の整備について気を緩めることなく進めていきます。サステナビリティについては、EUの動きが注目されますが、当法人はEUを本部とするBDOのネットワークファームの一員であるという強みを生かして、密接にコミュニケーションを取って、国際的な水準での対応ができるよう、体制を整えていきます。

当法人が大切にしているものは、信頼と成長であることに揺るぎはありません。法的要請に応えるだけでなく、自ら課題を見つけ、進化していくことで信頼を高めていきます。そして、社会の変化を捉えて法人そのものが多様なスキルを持ち、社会に貢献していくことで、持続的な成長につなげてまいります。

三優監査法人  
理事長パートナー  
古藤 智弘



# 02

三優監査法人の法人文化

## 「信頼の追求」

高い監査品質の維持・向上を可能にする  
三優監査法人の法人文化

当法人は、日本の経済・資本市場の健全な発展と信頼の実現に貢献することを使命として、創業者たちが一から立ち上げ、パートナーおよび職員が一体となって作り上げてきた監査法人です。

常に監査品質に真摯な姿勢で向き合い、多種多様な業種・業態の成長企業を中心に監査を行い、高い監査品質を追求することで法人文化を構築してきました。監査品質向上のために適切かつ有効な組織づくり・組織運営を目指し、経営執行部のリーダーシップの下、法人の理念を組織全体に浸

透していくことが肝要であるとパートナーおよび職員に意識づけ、一丸となって取り組んでいくことを心掛けています。

お互いを尊重し合う開放的な組織風土の中で、パートナーおよび職員一人一人が自己研鑽に励み、監査業務に取り組んでいくことで、投資家をはじめ、資本市場に対し信頼に値する結果を提供し、また、被監査会社からも信頼される監査を提供しています。パートナーおよび職員一人一人が信頼の風土の醸成を目指すことで、「信頼の追求」に向かって真摯に取り組んでいく文化を持ち続けています。



## PHILOSOPHY

VISION  
ありたい姿

### 成長を続け、信頼を築く監査法人。

私たち、三優監査法人は、一人一人が弛まぬ努力を続けることで、組織の持続的な成長を実現し、会社・資本市場・法人構成員からの信頼を常に追求します。



CORE VALUE  
私たちの提供価値

### 公正かつ情熱のある監査

会社・資本市場・法人構成員から真に信頼される監査とは、「どのような局面にあっても、常に公正な視点と情熱を持って、物事の本質をみる監査を全うすること」だと、私たちは考えます。



VALUE  
大切にする  
価値観

### Communication -対話- Cooperation -協働- Challenge -挑戦-

[対話]を通して互いを尊重し、仲間とともに[協働]し、常に前を向いて[挑戦]していく。



MANAGEMENT  
PHILOSOPHY  
経営理念

私たちは、独立性を維持し、卓越した会計・監査その他の専門的サービスの提供を通じて、公正な経済社会の実現と健全な発展に貢献することを使命とします。

私たちは、多様性を尊重するとともに常に品位を保持し、自己啓発、自己実現できる組織を目指します。

# 03

三優監査法人のビジョン

## 「成長を続け、 信頼を築く監査法人。」

当法人は、「成長を続け、信頼を築く監査法人。」をビジョン（ありたい姿）に掲げ、常に高い監査品質を目指して日々精進しています。社会に対し、重要な虚偽表示を絶対に見逃さないことを信念とし、単なる専門家育成プログラムに留まらず、ビジネスプログラム等を用意して人間力あるバランスのとれた人材の育成を最重要課題として掲げています。国際的ネットワークBDOの最先端の監査ツールを有効に活用し、スピードとクオリティの両方を重視した専門家チームとして、高い監査品質を約束します。

また、過去事象だけに留まらず、フォワードルッキングの視点を持って、会社の課題となる事象について多種・多様な業種・業態のIPO経験を通じて培った視野の広さを武

器に、被監査会社と十分なディスカッションを行う監査を特徴としています。被監査会社のビジネスを深く理解し、被監査会社との課題認識の共有を重視する監査チームが、高い監査品質を約束します。

オープンマインドとチャレンジスピリッツによって、パートナーおよび職員各々がお互いを尊重する風土を醸成し、一体となって、BDOの監査ツールを駆使し、効率的・効果的な監査環境を目指します。

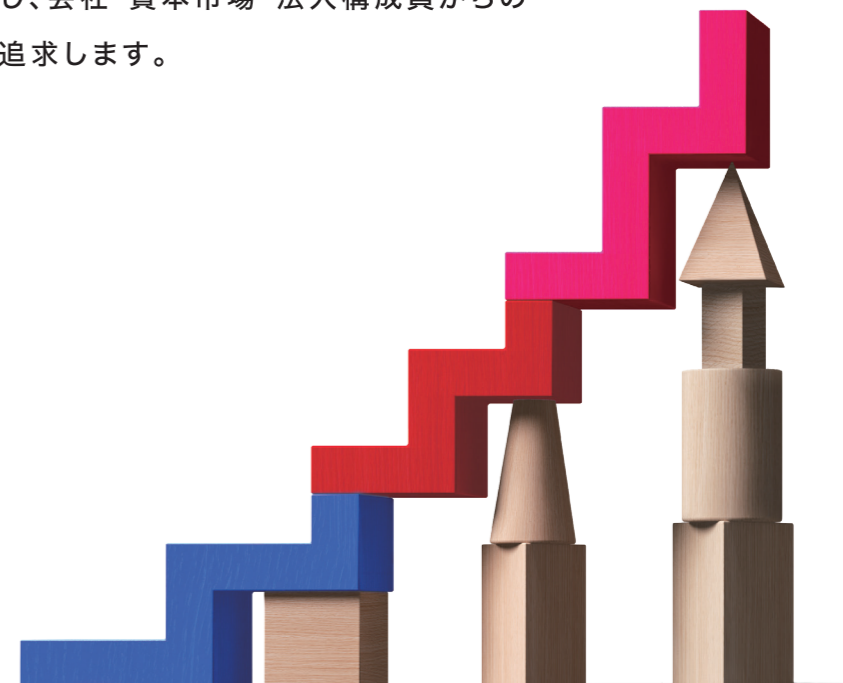
一人一人が弛まぬ努力を続けることで、組織の持続的な成長を実現し、会社・資本市場・法人構成員からの信頼を追求し続けます。



### VISION

## 成長を続け、 信頼を築く監査法人。

私たち、三優監査法人は、一人一人が弛まぬ努力を続けることで、組織の持続的な成長を実現し、会社・資本市場・法人構成員からの信頼を常に追求します。



# 04

## ガバナンス体制

### 迅速かつ適切な意思決定

を可能にする  
組織づくりを目指しています

当法人は、パートナー全員に無限連帯責任を負わせることによって、監査法人のパートナー相互間の監視と牽制の人的関係に組織規律を求め、組織的監査が有効かつ適切に行われることを目指す組織形態、「無限連帯責任監査法人」を採用しています。また、パートナーに個別監査業務における真の責任を負わせることで、被監査会社等に対しては、監査証明業務を行わないパートナーの責任を限定する「指定社員制度」を採用しています。

また、当法人は、高い監査品質の維持・向上を図り、より迅速で適切な意思決定を可能にする組織として、「理事会」、「理事長パートナー」、「副理事長パートナー」、「常務会」を設置するとともに、「理事長パートナー」、「副理事長パートナー」、「常務会」に日常的な執行権を付与することで、経営執行の迅速化と機能性を高めています。

一方、「理事長パートナー」、「副理事長パートナー」、「常務会」の執行を監督する役割として、「理事会」の機能を活用しています。理事会では、理事長パートナー他執行部のメンバー外の理事パートナーが議長を務め、執行部に対

して牽制機能を持つ体制を整備しています。ここでは、執行部を監督できるよう理事長パートナーを含め執行部に執行状況の報告義務を課すと同時に、説明義務を促す役割を与えています。

これとは別に、業務執行の監督・評価の機能を付与された「監事パートナー」、経営執行の状況から監事パートナーの監督・評価機能を含めた法人ガバナンス全体を監督・評価する機関として、当法人から独立性を有する「独立第三者委員」を選任・設置し、経営執行の監督・評価機能を強化しています。なお、独立第三者委員は、その実効性確保の観点から理事会および常務会等に出席するとともに、必要に応じて資料の要求やパートナーおよび職員へのヒアリングを実施しています。また、経営等の監視会議として、独立第三者委員による監督・評価結果を適時かつ有効に経営執行側に反映できるよう、独立第三者委員と理事長パートナー、副理事長パートナーおよび独立第三者委員から指名を受けた者からなる「執行部意見交換会議」などを設置しています。



常務理事パートナー  
齋藤 浩史

常務理事パートナー  
山本 公太

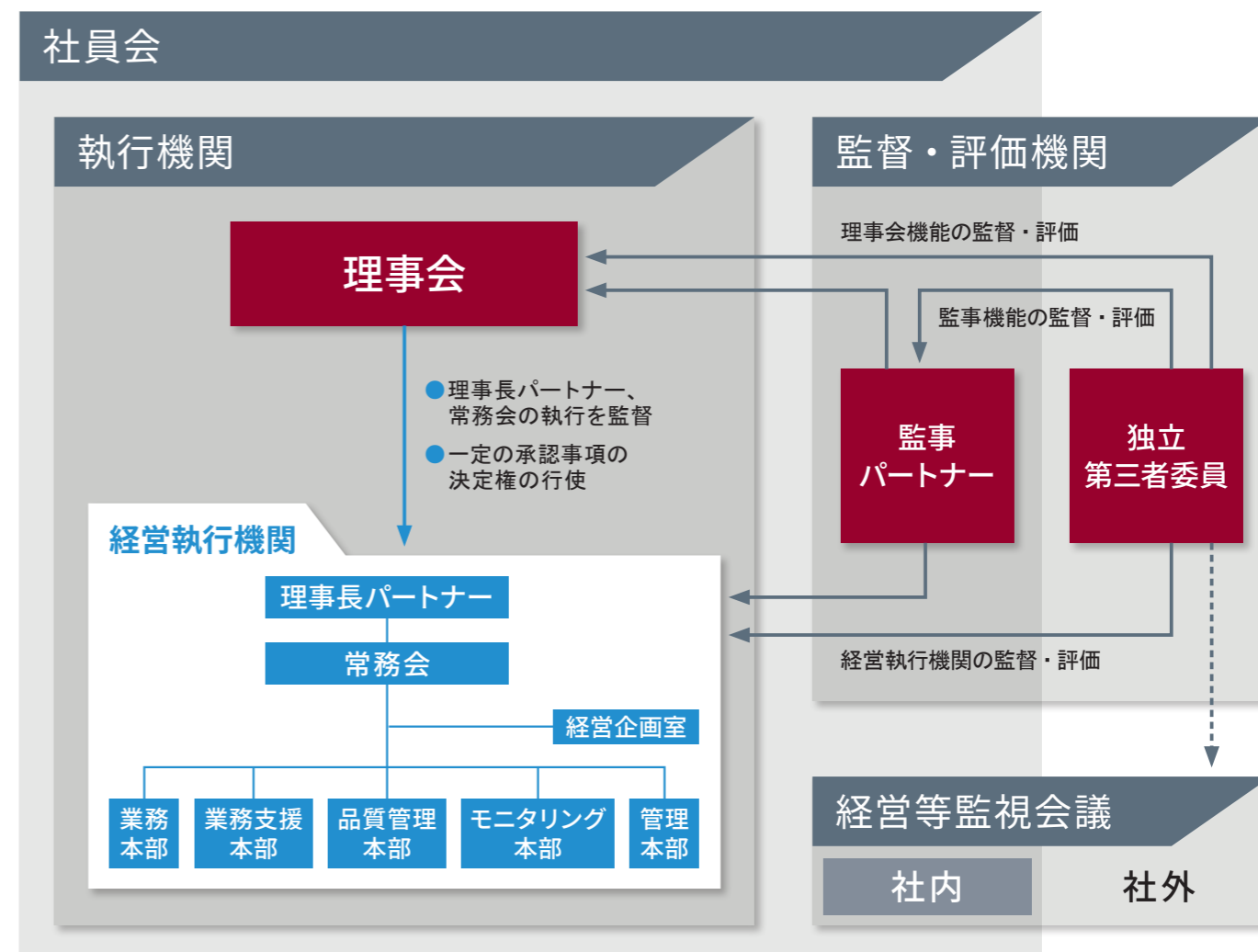
理事長パートナー  
古藤 智弘

副理事長パートナー  
岩田 亘人

常務理事パートナー  
鳥井 仁

常務理事パートナー  
吉川 秀嗣

### 法人ガバナンス概要



組織機関	構成員と役割	
<b>【社員会】</b> 議長：理事長パートナー	パートナー	年に5回以上開催し、合併やパートナーの加入脱退と理事パートナーの選任等の重要事項等、法人運営における最高意思決定機関であるとともに、理事会および理事長パートナー並びに常務会の執行を監督します。

経営執行機関

組織機関	構成員と役割	
<b>【理事会】</b> 議長：理事パートナー	理事パートナー以上の役職者	毎月1回以上開催し、社員会の決議事項を除く一定の法人重要事項の意思決定機関であるとともに、理事長パートナーおよび常務会の執行を監督します。
理事長パートナー	理事会において理事長として選任されたパートナー	法人運営の代表として、理事会にて選任され、一定の法人運営の意思決定を行い、また、法人の監査品質の管理に関する最終責任を負い、監査品質の維持・向上の先導役を担っています。
副理事長パートナー	理事会において副理事長として選任されたパートナー	法人運営の代表として、理事会にて選任され、理事長パートナーを補佐し、監査品質の維持・向上の先導役を担っています。
<b>【常務会】</b> 議長：理事長パートナー	常務理事パートナー以上の役職者	毎月2回以上開催し、法人の日常業務全般に亘る意思決定機関です。また、理事長パートナーの業務を助けるとともに充分性と適切性かつ機動性を確保し、組織的な法人運営を確保する業務を担っています。
<b>【経営企画室】</b> 責任者：常務理事 パートナー以上の役職者	監査品質の維持・向上を図り、法人運営の実効性を高めるべく、組織間のコンフリクトを改善、解消することおよびパートナーと職員の意識改革を浸透させることを目指し、法人の対外的交渉業務を担っています。	
<b>【品質管理本部】</b> 責任者：常務理事 パートナー以上の役職者	<p>品質管理システムの整備・運用に関する役割を担う部門として品質管理本部を設置しています。また、品質管理本部には以下の部を設置し、各部が整備・運用する業務を統括する役割を担っています。なお、各部の責任者は理事パートナーまたはパートナーが務めています。</p> <p><b>【品質管理部】</b> 監査業務の品質管理に関する事項、品質管理業務における規程・マニュアル・ツール等の整備・改訂の役割を担っています。</p> <p><b>【審査部】</b> 監査の品質維持を図るべく、監査業務における審査業務および外部に提出する報告書の審査業務の運営を担っています。</p> <p><b>【リスク管理部】</b> 監査の品質維持を図るべく、独立性の確認等に関連する業務、新規受嘱時のクライアント候補のリスクや既存クライアントのリスクを分析し、監査業務へのフィードバックを図るなど、監査リスク全体の管理を担っています。</p> <p><b>【AI 監査研究室】</b> BDOのIT、AIツール・インフラおよびセキュリティの情報収集と研究、次世代監査のITツール情報収集と研究、その他監査品質向上に資するシステム関連の情報収集と研究を担っています。</p> <p><b>【テクニカル相談室】</b> 専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項に関する監査チームからの相談事項の受け付け、相談事項に関する調査・検討を実施し、監査チームへ回答を行う業務を担っています。</p>	

組織機関	構成員と役割	
<b>【モニタリング本部】</b> 責任者：常務理事 パートナー以上の役職者	<p>法人の品質管理システムの整備および運用の状況をモニタリングし、不備を評価するほか、業務品質の向上に向けた適時・適切な改善を促す役割を担う部門としてモニタリング本部を設置しています。なお、各部の責任者はパートナー以上の役職者が務めています。</p> <p><b>【品質検査部】</b> 法人の品質管理システムのうち、各本部が担う品質管理のプロセスの整備および運用に係るモニタリングとその評価を実施する役割を担っています。</p> <p><b>【業務検査部】</b> 完了した監査等の業務が、法人が定めた品質管理の方針および手続に準拠して実施されたことを確かめる、定期的な検証を実施する役割を担っています。</p>	
<b>【業務本部】</b> 責任者：常務理事 パートナー以上の役職者	監査品質の維持・向上を図るべく、個別監査業務の遂行責任者である業務執行社員の選任および十分かつ適切な監査チームを組成し、個々の監査チームが公正かつ高品質な監査業務を実施し得る体制を整備するとともに、業務支援本部と連携して、監査品質向上のための施策を現場に浸透させる役割を担っています。	
<b>【業務支援本部】</b> 責任者：常務理事 パートナー以上の役職者	<p>監査チームの伴走者であるべく、以下の部を設置し、その活動を統括していくと同時に、本部間の連携を密にし、監査現場の監査品質の維持・向上に貢献する役割を担っています。なお、各部の責任者はパートナー以上の役職者が務めています。</p> <p><b>【研修推進部】</b> 組織の各階層に対し、監査業務に必要な知識・技能等を習得・向上させるための研修を企画・実施し、監査品質の維持・向上のための人材を教育・育成する役割を担っています。</p> <p><b>【品質向上推進部】</b> 監査チームの伴走者という視点から監査業務の期中モニタリングや研修等を企画・実施し、監査品質の維持・向上のための施策および意識を監査現場に浸透させる役割を担っています。</p> <p><b>【業務管理部】</b> 専門情報を適時に入手・検索するためのツール等を提供し、また、業務リスクと監査チーム力とのバランスを数値化し共有することにより、監査品質の維持・向上に貢献する役割を担っています。</p>	
<b>【管理本部】</b> 責任者：常務理事 パートナー以上の役職者	法人のバックオフィス業務を担う部門として管理本部を設置しています。管理本部は、採用事務管理、人事評価を担う人事部、職場環境の整備および役員会の運営等を担う総務部、法人経理財務を担う経理部、法人全般にわたるITインフラの日常的サポート等を担う情報システム部で構成されています。	



# 04 ガバナンス体制

## 監督・評価機関

組織機関	構成員と役割
[監事パートナー]	社員会にて指名を受けたパートナーが、法人ガバナンスの業務監査および法人の財務に係る会計監査の業務を担っています。

## 独立第三者機関

組織機関	構成員と役割
委員長：独立第三者委員	<p>以下の取り組みを中心に、法人全体のガバナンスを監督・評価する役割を担っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 監査品質の維持・向上を目的とした各種施策</li> <li>② 組織的な運営の実効性の評価</li> <li>③ 常務理事パートナー以上の役職者の選退任、評価および報酬の決定過程</li> <li>④ 人材育成、人事管理・評価および報酬に係る方針の策定</li> <li>⑤ 内部および外部からの通報に関する方針や手続きの整備状況、伝えられた情報の検証および活用状況の評価への関与</li> <li>⑥ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与</li> </ul>

## 経営等監視会議

組織機関	構成員と役割
[執行部意見交換会議] (定期) 議長：独立第三者委員	<p>独立第三者委員 理事長パートナー等</p> <p>経営執行機能のうち重要な事項について、実効性の監視と監査品質向上のための取り組みを監視し、意見を述べる役割を担っています。</p>
[監事会議] (定期) 議長：独立第三者委員	<p>独立第三者委員 監事パートナー等</p> <p>監事パートナーが実行する法人ガバナンスの業務監査および法人の財務に係る会計監査の業務に関する事項の監督・評価のための取り組みを監視する役割を担っています。</p>
[理事長パートナー 指名監視会議] 議長：独立第三者委員	<p>独立第三者委員 監事パートナー等</p> <p>理事長パートナーの選任手続きの公正性を監視し、その結果を理事会に報告する役割を担っています。</p>
[常務会メンバー 選任監視会議] 議長：独立第三者委員	<p>独立第三者委員 監事パートナー等</p> <p>副理事長パートナーおよび常務理事パートナーの選任手続きの公正性を監視し、その結果を理事会に報告する役割を担っています。</p>
[評価・報酬監視会議] 議長：独立第三者委員	<p>独立第三者委員 監事パートナー等</p> <p>理事長パートナー、副理事長パートナーおよび常務理事パートナーの評価・報酬決定の公正性を監視し、その結果を理事会に報告する役割を担っています。</p>

# 05 各本部の取り組み 監査品質向上のための、 各本部の取り組み

## 業務本部



業務本部長  
山本 公太

業務本部には、監査部門、システム監査部、IFRS推進室、アドバイザー一部の4つの部門があり、そのうち監査部門はさらに東京、大阪、福岡、名古屋、札幌の各事務所と国際部の6つに分かれています。パートナーおよび職員の大半が4部門のいずれか属している本部であり、個別業務の運営を統括しています。グローバル化に加え、多様化、デジタル化が進展する現場環境において、業務品質の向上を図るとともに法人成長、個人成長および役職員のワークライフバランスの確保を重要目標として掲げ、各地区の監査部門と国際部、システム監査部、IFRS推進室およびアドバイザー一部が有機的に機能し、密接に連携することで、高品質な業務の遂行を図っています。

### 法人の成長

業務品質の向上を図り法人成長に繋げるため、効率的な現場業務の実施に向けて、各本部との連携により、外部環境、被監査会社の状況および監査チームの人員・構成バランス等の分析を行うとともにアサイメント管理事務局を設置し、適切な監査チームの編成を実行しています。また、採算管理施策の実行、OJT制度を通じた育成強化、リスクに応じた人員配置の見直し、インシデント発生時のサポート体制の整備など、監査チーム力の底上げも図っています。さらに従前より強みとしてきたIPO支援業務に加え、IT関連の非監査業務、BDOのネットワークを活用したグローバル業務、サステナビリティ関連業務など業務領域の拡大にも注力しています。

### 個人の成長

人材育成、キャリア形成による個人および法人の成長につなげるため、各地区事務所・部門等の特性に応じたOJTトレーナー制度の運用、業務経験機会の提供、各地区事務所・部門間での人材交流の活性化など個々人の成長を支援する仕組みを整え、各本部と連携して採用から育成までを

踏まえた体制構築に継続的に取り組んでいます。

また、社会のデジタル化等の環境変化に対応し、グローバルに活躍できる環境、機会を整備するなど、多種多様な人材を採用するための採用促進支援や入所後の育成を通じて個人および法人全体のパフォーマンスを向上させるため、IPO支援業務、グローバル業務、サステナビリティ関連業務など、多様な業務に関与しうる体制を整備しています。

### 役職員のワークライフバランスの確保

各本部、プロジェクトとの連携により、法人全体の監査チーム力の向上、業務効率の改善および間接作業の効率化を進めることで、職位ごとの平均稼働時間の適正化を図り、役職員のワークライフバランスに配慮した業務の実施体制を整備しています。



業務支援本部長  
齋藤 浩史

## 業務支援本部

業務支援本部は、監査現場・監査チームの伴走者として支援を行うことを目的として、研修推進部、品質向上推進部、業務管理部の3つの部を統括しています。

各部では、監査現場が自ら学び業務に活かす自律的な専門家集団であり続けるための支援策を、長期的視野に立って具現化していくことを大きな目標としており、監査現場・監査チームの監査品質が維持・向上するための活動を日々行っています。

監査品質の維持と向上は、監査法人として必須の命題であり、業務支援本部では各部による以下のような活動を通じて、これらを支援しています。

### 研修を通じた支援

#### 研修推進部

研修推進部では、スタッフ階層の年次別研修カリキュラムに沿った教材と研修内容の充実を力を入れています。スタッフ階層の年次別研修は基本的に対面による集合研修とし、ディスカッションの時間を多くとることにより研修効果の向上を図り、同時に全国に広がる同一年次の横のつながりを強化する機会としています。スタッフ階層の年次別研修には、理事長パートナーを始め、他の関係するパートナーも参加し、スタッフと対面で意見交換を行い、研修内容の充実に役立てています。

また、専門知識に関する研修だけでなく、コミュニケーションスキルやコーチングをはじめとするソフトスキル研修の拡充にも努めており、各階層に応じたプログラムを継続的に受講することになっています。

研修で学んだ内容が監査現場で発揮されるよう、OJTとの連携を高める活動にも力を入れており、研修内容とスタッフ個人別のスキルカルテがOJTトレーナー等に適時に共有され、研修実績に応じたスタッフへの指導やコミュニケーションの実施を可能にしています。

### 期中モニタリング等を通じた支援

#### 品質向上推進部

品質向上推進部では、品質管理本部が主導する品質管理に関する諸施策の監査チームへの浸透度合いを確認し、監査現場により近い立場から事前に点検・指導を行うべく、重点項目について期中モニタリングを実施していま

す。また、階層別に行う監査品質向上のための研修において、期中モニタリングの結果を法人全体にフィードバックし、ワークショップ型の研修を実施することで監査チームへの浸透を図っています。加えて全国の地区事務所を訪問し、諸施策の浸透度合いを確認すると共に、監査チームとの質疑の機会を設けています。これらの施策により、個別業務における深度ある監査の実施と監査品質の維持と向上を支援しています。

### 情報・データ・ツール等の提供を通じた支援

#### 業務管理部

業務管理部では、監査現場が専門情報を適時に入手・検索するためのツールや誤字チェック等のツールを提供しています。また、業務リスク・監査チーム力・採算を数値化したデータを監査チームに提供しています。昨今は、会計監査確認センター合同会社が提供するWeb確認サービスBalance Gatewayの利用促進を図っています。これらの施策により、監査現場・監査チームの監査品質の維持と向上を支援しています。



品質管理本部長  
吉川 秀嗣

## 品質管理本部

上場会社監査の担い手拡大など、会計監査を取り巻く環境変化を受け、公認会計士法が改正され、上場会社等の財務書類を監査する法人・個人に対する登録制度が導入されました。登録監査法人・公認会計士には、体制整備や情報開示など、より高い規律が求められます。

当該改正は、当法人において2024年7月1日から適用されました。また、同時に「監査に関する品質管理基準」および関連する品質管理基準報告書等、監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」の改正も適用されました。

当該改正等への対応として、以下に記載の取り組みを通じて、監査品質・透明性の向上に留まらず、最新の監査制度環境にも的確に対応できる基盤を整えました。今後も制度改正の動向を注視し、継続的な改善活動を通じて監査品質のさらなる向上を図ることで、社会からの期待に応えてまいります。

### 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」改正への対応

改正された監査基準報告書600は、グループ監査における品質管理や構成単位との連携を強化するために大幅な見直しが行われました。従来の「重要な構成単位」の概念は廃止され、リスクベースの柔軟な対応が求められるようになりました。また、構成単位の監査人との双方向コミュニケーションや職業的懐疑心の重要性が強調され、監査品質の確保に向けた実務指針が明確化されています。これに伴い、監査調査の記録内容や構成単位の監査人の責任範囲も整理されました。当法人では改正内容の社内研修を実施し、品質管理体制や監査手続の再設計を進めてきました。さらに、監査ツールであるAPT Next-Gen (APT)<sup>※</sup>をグループ監査仕様へ大幅に改定し、海外の構成単位の監査人とのAPTを通じたコミュニケーションを強化するなど、改正された監査基準報告書600への適用を強力にサポートする体制を構築しています。

### 新たな取り組み：サステナビリティ情報開示支援とデジタル監査推進

監査品質の向上に加え、企業のサステナビリティ情報開示支援を積極的に展開しています。サステナビリティ領域での保証業務の強化、非財務情報の信頼性向上を目的とした専門チーム設置など、クライアントのニーズに柔軟に対

応しています。さらにDX(デジタルトランスフォーメーション)に基づく監査手法の導入・拡充、AIやデータアナリティクスを活用した高度な監査サービスの提供を進め、先進的な監査法人としての社会的信頼の維持・向上に寄与しています。

### 情報開示体制の充実

#### 品質管理システムの評価および公表

改正された品質管理基準報告書第1号では年に一度、品質管理システムの評価を行うこととされ、公認会計士法ではその結果を公表する体制を整備することを求めています。当法人では当年度において2024年11月末を評価基準日として定めて品質管理システムの評価を行い、その結果を本報告書の34ページに開示しています。

#### 経営管理および情報開示項目の拡充

品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の六つの観点から情報開示体制を構築し、必要な事項を継続的に公表しています。

当法人は、2017年から「監査品質向上への取り組み」において上記の情報を公表してまいりましたが、法制化を機として当年度の本報告書においては開示を充実させています。

#### 監査法人のガバナンス・コードの対応状況

監査法人のガバナンス・コードに基づき、組織運営体制とその適用状況を本報告書の43から48ページに開示しています。

※ APT Next-Gen については29ページを参照ください。



モニタリング本部長  
鳥井 仁

## モニタリング本部

モニタリング本部は、当法人の品質管理システムの整備および運用に関するモニタリング及び改善プロセスの機能をより客観的に担うことを目的に、品質管理本部とは別に設置されており、理事長パートナーおよび品質管理本部をはじめとする各本部が担う監査事務所レベルの品質管理のプロセスの整備・運用状況のモニタリングを担当する品質検査部と、完了した監査等の業務の定期的な検証を担当する業務検査部の2つの部を統括しています。

監査事務所、特に上場会社の監査を行う監査事務所の品質管理を取り巻く環境が変化中、当本部は、品質管理システムの整備および運用の状況に関する情報を適時に把握し、識別した不備に適切に対処することで、環境の変化に適切に対応し、当法人の信頼および成長を支える業務品質の継続的な維持・向上のための重要な機能を担います。

### 品質管理システムのモニタリングおよび改善プロセスの担い手として

改訂後の「監査に関する品質管理基準」および改正品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」(品基報1)においては、監査法人がより積極的に品質管理上のリスクを捉えて、当該リスクに対処し、品質管理体制を改善するサイクルを組織内に有効に展開することを求めています。また、監査法人の品質管理に関する積極的な情報発信による透明性の確保をも求めています。この点については、改正された公認会計士法でも、監査法人のガバナンス・コードでも同趣旨の要請があります。

モニタリング本部は、品質管理システムのうちモニタリング及び改善プロセスを担いますが、評価プロセスの実施時点のみならず、日常から理事長パートナーおよび品質管理本部長をはじめとする各本部長との対話を実施して、当監査法人の業務の品質を継続的に維持・向上し、上記のさまざまな方面からの要請に的確に対応することができるよう、活動しています。

### BDO グローバルとの連携

当法人は、品質管理システムの整備および運用の状況について、加盟しているネットワークであるBDOグローバルのモニタリングを、原則として3年に一度受けています。モニタリング本部は、品質管理システムのモニタリング及び改善の活動に当たり、BDOグローバルと連携し、当法人の品質管理システムの整備・運用の状況がネットワークの要求水準を満たすことも確認していきます。

### 上場会社等監査人登録制度への対応

当法人は、2024年2月に、公認会計士法における上場会社等監査人として登録されました。登録上場会社等監査人としての義務は、改訂後の「監査に関する品質管理基準」および品基報1の適用と同時に適用開始となっております。モニタリング本部は、モニタリング及び改善の活動を通じて、品質管理本部と協議および協力し、登録上場会社等監査人に求められる品質管理システムの「より高い規律」の水準を的確に捉え、これに的確に対応するための活動を行っています。



副理事長パートナー  
管理本部長  
岩田 亘人

## 管理本部

管理本部は、総務部、人事部、情報システム部、経理部を統括しており、バックオフィスとして他部門(業務本部、業務支援本部、品質管理本部、モニタリング本部)が効率よく、そして快適に業務を行うための環境づくりに取り組んでいます。業務の効率化と働く環境の整備は、当法人の重要な経営課題の一つであり、監査業務の生産性や品質を支える基盤でもあります。管理本部としては、これらの課題に取り組み、役職員が安心して業務に集中できる環境を整えることで、監査品質の向上を目指しています。

### 監査業務品質を最重要視した人事評価制度

「業務品質向上」、「組織貢献」に対するモチベーションを高め、当法人で働くことを魅力的に感じられるための人事制度を基本方針として掲げています。役職員一人ひとりが監査品質を最重要視した業務遂行を行うとともに、意欲的に組織活動に貢献することを期待し、そのための評価制度を運用しています。人事評価は、役職員の一定期間の業務成績、能力および適性を評価し、これに基づいて昇給、賞与、昇格を決定する仕組みです。

### 多様な働き方

ライフスタイルの多様化に伴い、さまざまな働き方への対応が求められています。当法人では、職員が仕事と生活の調和を図り、働きやすい業務環境の整備を行うために、有給休暇を積極的に取得することや、育児や介護はもちろん、自らの希望により複線型勤務(所定外労働免除、短時間勤務および週3~4日勤務)を選択することが可能です。また、オフィスワークとリモートワークのそれぞれのメリットを最大限に生かすため、両者を組み合わせたハイブリッドワーク制度を導入しています。

これらの取り組みにより、生産性の向上や人材の定着を図り、満足度の高い業務環境を実現することで、監査品質の維持・向上につなげています。今後も職員の声を反映しながら、より柔軟で多様な働き方を実現する制度の拡充を図っていきます。

### 監査業務の継続性確保

当法人は、大規模災害や感染症流行などの非常事態においても、監査業務を継続し、監査品質を維持するため、BCP(事業継続計画)を策定しています。関連する規程・マニュアルの整備、経営層を対象とした定期的な訓練、役職員を対象にした安否確認訓練や研修などを通じて、緊急時における迅速かつ適切な対応ができる体制を構築しています。

# 06

## 独立第三者委員

# 監査品質の持続的な向上に向けた提言とその対応

独立第三者委員からは、経営等監視会議、社員会および理事会の参加等を通じて、日頃より独立した立場から経営機能の実効性に関する助言・提言を得ています。

なお、独立第三者委員は、社外監査役等、事業会社および監査法人の経営者並びに会計基準策定等の経験を踏まえて選任しています。



### 洪谷 道夫氏

- 略歴
- 1989年 日本公認会計士協会理事
- 2000年 新日本有限責任監査法人常任理事
- 2011年 (株)良品計画 社外監査役
- 2015年 (株)新生銀行 社外監査役
- 2020年 (株)ハイデイ日高 社外監査役

### 辻山 栄子氏

- 現職
- 博士(経済学) 東京大学
- 早稲田大学名誉教授、監事
- 略歴
- 2000年 金融庁/企業会計審議会委員
- 2003年 早稲田大学商学部・大学院商学研究科教授
- 2004年 金融庁/公認会計士・監査審査会委員
- 2008年 三菱商事(株) 社外監査役

### 島崎 憲明氏

- 現職
- 日本公認会計士協会 顧問
- 小樽商科大学 特認教授
- 略歴
- 2005年 住友商事(株) 代表取締役 兼 副社長執行役員
- 2009年 IFRS 財団 トラスティ
- 2016年 野村ホールディングス(株) 社外取締役・監査委員会委員長

独立第三者委員からは、当法人の監査品質向上への取り組みや経営等に関して提言がなされていますが、そのうち、2025年8月開催の当法人定時社員会にて受領しました「経営等監視委員会・独立第三者委員報告書」の監督・評価に係わる個別所見の抜粋と、当該提言を受けた当法人の対応を各提言の下に記載しています。

## 1. 監査品質の向上に向けた取り組み

### ■独立第三者委員からの提言

2024年7月に組成された「監査品質向上プロジェクト」は、前プロジェクトが達成した成果を踏襲しつつ、よりリ

スクにフォーカスした深度ある活動に変化しています。今回のプロジェクトでは、各部門が監査品質向上にかかわる各種施策の実行主体となり、プロジェクトと連携しながら取り組むことで、着実に監査品質の向上に繋げるように制度が工夫され、有効に活用されていることを確認しました。今後も、監査の品質を最重要視する姿勢を法人全体で共有し、三優監査法人の強みとして堅持していくことを期待します。

### ■当法人の対応

法人役職員が一丸となって、監査品質の更なる向上に努めることで、社会・資本市場関係者からの期待に応えてまいります。

## 2. 2025年中期経営計画の達成状況

### ■独立第三者委員からの提言

3年間の中期経営計画の最終年度に当たる2024年度は、目標であったトップラインの予算を無事達成することができました。計画立案時にはかなり意欲的だと思われた目標を達成できたのは、達成に向けて社員の意識改革を進めるために理事長パートナーのリーダーシップのもとで法人の経営ビジョンを策定し、双方向の対話や研修などがトップダウンで実行されたこと、さらに計画達成に必要な増員計画を織り込むなど、納得性の高い全員参加型の計画に仕上げたことが寄与したと評価できます。ただし、次期経営計画の策定に当たっては、トップラインのみならず部門別の予算や費用・利益構造にも配慮したより複層的な計画の策定が望まれます。

また現下の経営環境の変化のスピードにより迅速に対応するためには、法人の経営意思決定をより一層スピードアップする必要があります。そのためには、現在理事長パートナーが兼務している経営企画室長を担える有能な人材を可能な限り早期に育成することが望まれます。

### ■当法人の対応

2025年11月現在策定中の2028中期経営計画（中計2.0）では、変化の激しい外部経営環境に対応するため、弾力性と適応力を備えた体制の整備を目指しています。そこでは、法人の成長戦略や監査品質戦略等をKGI・KPIとして設定するだけでなく、複層的な予算統制、若手幹部を始めとした人材育成等に理事長パートナーおよび執行部メンバー丸となって取り組む方針です。

## 3. 人事政策

### ■独立第三者委員からの提言

2025年6月期に対面で階層別実施されたタウンホールミーティングは、開放的な組織文化・風土の醸成とワン・

ファームとしての法人の一体感醸成に資する施策として評価できます。また直近の給与テーブル改訂は、社員職員のモチベーションの向上に資することができたと評価しています。しかし、一部の役職においては他法人と比して見劣りする点もあり課題として残されています。有能な人材の流出を防ぐためにも、この点については可能な限り速やかに具体的な対策を講じる必要があると思われま

す。さらに女性の活躍についても改善の余地が残されています。女性の採用割合（25%）やマネージャー以上の女性比率（20%）の目標は達成できているものの、パートナーに占める女性は1名であり、これを複数名にすることを早期に実現することが望まれます。

また今後、法人として取り組むことが求められるサステナビリティ関連業務（開示・保証）は必ずしも公認会計士でなくても対応できると思われるので、採用の対象範囲を無資格者にまで広げてみるのも一考に値すると思われま

### ■当法人の対応

頂いたご意見を真摯に受け止め、ひとつひとつ丁寧に取り組んでまいります。

## 4. 法人のIT基盤の拡充

### ■独立第三者委員からの提言

ICT委員会を中心に法人のDX体制は着実に向上していることを確認しました。ただし近年のAIの目覚ましい進歩によって、監査法人の業務形態や監査手法がドラスティックに変化しつつあります。この流れに後れを取らないためにも、IT基盤のさらなる拡充が不可欠です。そのためにも、ICT人材の一層の拡充とIT教育を通じたスタッフの一層のスキルアップが望まれます。

### ■当法人の対応

頂いたご意見を真摯に受け止め、ひとつひとつ丁寧に取り組んでまいります。とりわけ、日々進化を続けるAI分野には、積極的かつ大胆な投資と、人材育成・体制の強化に努めてまいります。

# 07

## 監査チーム

# 最前線で信頼を追求する 「監査チーム」



## 監査チームの特徴とそのサポート

監査チームの組成にあたっては、監査リスク等を総合的に勘案しています。まず監査責任者（担当パートナー）について、被監査会社が属する産業に関する知識、事業の内容・規模・複雑さに対応し得る適切な能力、職業的専門家としての基準・法令等の理解および判断能力、並びに業務量および時間的余裕の程度を考慮して決定しています。監査チームメンバーについては、実務経験、専門知識、監査業務の理解度および業務負荷の程度を考慮して決定しています。

当法人の監査チームの特徴（例示）は、以下のとおりです。

### ● 経験豊富なパートナーの関与を高めた パートナー主導の監査

### ● 経営者等との深度ある コミュニケーション等による被監査会社の 事業環境等の理解に基づく効果的な監査

監査チームの基礎は、それぞれの人材です。当法人では、新たな仲間によく参画してもらえよう、新人および中途採用施策を強化するとともに、入所後の教育、人事評価制度および働く環境の整備等に取り組んでいます。

## 法人施策の監査チームへの落とし込み

監査品質を管理する品質管理本部が主導する法人施策を監査チームに落とし込み、監査現場に浸透させる一方、業務支援本部は、品質管理本部および監査チームをとりまとめる業務本部と連携をとりながら、監査チームの伴走者視点で、監査チームをサポートしています。

具体的な取り組み例は以下のとおりです。

### ● 期中モニタリング

監査において重点的に対応すべきとされている項目について期中にモニタリングを実施し、指導。

### ● 監査品質向上への取り組みに係る研修

全体研修および階層別研修において、監査上、重点的に対応すべきとされている項目の周知を行うとともに、期中モニタリングの結果についても報告。

### ● 研修テーマ別スキルカルテ

スタッフ階層別研修の内容と連動したスキルカルテを各スタッフが入力し、OJTトレーナー等と共有することにより、研修で学んだ内容を適時に監査現場で経験し、活かすことができる仕組みの整備。

## サステナビリティ業務への取り組み

### ● サステナビリティ情報開示の動向

企業においては従来の利益追求型の経営行動から、気候変動や人権問題等、従来よりもより広範な経営課題を解決し、持続可能性を高めることが求められています。また、これらの長期的な取り組みにより企業価値を高めることが投資家より求められています。

2023年6月には国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が国際サステナビリティ開示基準（ISSB基準）を公表しており、EUでは企業サステナビリティ報告指令（CSRD）が発効され、欧州サステナビリティ

報告基準（ESRS）に基づく開示が求められています。

一方、我が国においては2023年3月期の有価証券報告書より、サステナビリティ情報の開示が義務化され、有価証券報告書および有価証券届出書に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設されています。さらにISSB基準の公表を受けて2025年3月に我が国初のサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）が公表されるに至っており、サステナビリティ情報開示のインフラが徐々に整いつつある状況となっています。

### ● サステナビリティ情報に対する業務の取組

サステナビリティ情報開示の拡大に伴う、情報の信頼性への社会的な関心の高まりを受けて、サステナビリティ情報保証の在り方も変わりつつあります。従来サステナビリティ情報の保証に関しては、監査およびレビュー業務以外の保証業務に関する国際基準である国際保証業務基準3000（ISAE3000）や温室効果ガス報告に対する保証業務に関する保証業務基準3410（ISAE3410）が適用されていましたが、より広範なサステナビリティトピックに対応する観点から、国際サステナビリティ保証基準（ISSA5000）の開発が行われ、2024年11月に公表されています。

当法人では、このようなサステナビリティ情報保証の社会的役割期待に応えるべく、サステナビリティ業務プロジェクトを立ち上げ、業務開発および情報収集並びに情報提供を行っています。BDO

グローバルのESG開示をテーマとした研修の受講や社内勉強会を実施するとともに、一般社団法人サステナビリティ情報審査協会（J-SUS）に入会し、ISSA5000の保証水準を満たす業務提供に必要なツールの作成等を進めています。また、プロジェクトメンバーによる中小事務所サステナビリティ情報等対応支援専門委員会への参加や、一般社団法人サステナビリティマネジメント&アシュアランス（i-SMA）のセミナー・交流会の出席等による情報収集を行っています。

一方で、サステナビリティ情報に関しては保証業務のみならず、気候変動のシナリオ分析に係る開示支援やGHG等のESG指標算定支援に取り組むなど、非財務情報の保証業務と非保証業務の両輪で、あらゆる企業に対してサステナブルな経済活動を支援するべく業務開発を行っています。

# 08

## 人財育成 最も重要な財産は 「人財」です



### 求める3つの人財像とその理由

1

#### ビジネスの本質を理解できる能力や 多様な経験・視点を持つ人財

監査にあたり、被監査会社の事業や事業環境への理解が重要です。また、その事業をリードしている経営者から情報を得て、協議し、時には対峙するためにも、会計・監査の知見だけでなく、ビジネスの本質を理解できる能力と、多面的に物事を捉えられる多様な経験や視点が必要となります。

2

#### 高いコミュニケーション能力や 協働精神を保持する人財

監査はチームで業務を実施する際、また、被監査会社との協議等の際にも高いコミュニケーション能力が求められます。監査品質向上のために、個々の監査業務に加えて、法人の規模から個々人の組織運営への関与も重要であり、また、監査業務と並行して対応するためには、自らの成長と重ねて積極的に組織貢献できる協働精神も必要となります。

3

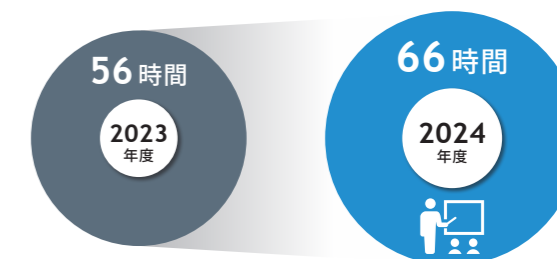
#### プロフェッショナルとして 個人としても活躍できる人財

当法人に必要な人財の特徴として、被監査会社および当法人内からも信頼を得て、それらの期待に応えるために、法人の枠を超えた個人として認識されるプロフェッショナルであることが挙げられます。

### 人財育成の仕組み、環境等

求められる人財像を目指すために、個々人が成長できる仕組みおよび環境として、研修、OJTトレーナー制度、人事評価制度、BDOや外部出向等への取り組みなどの制度を整え、成長をサポートしています。

#### 継続的専門能力開発(CPD)制度の平均研修受講時間



#### ① 研修

職業倫理の醸成をはじめ、監査実施者の監査業務遂行に必要なとされる能力と適性を高め、誠実な人財を育成するための研修を計画的に実施しています。単なる専門育成に留まらず、コミュニケーションスキル研修等も取り入れ、人間力あるバランスのとれた人財の育成に努めています。

研修では、職業倫理に関する事項や不正事例など、監査品質の維持・向上を図るための基礎に加え、IFRS研修やマネジメント研修といった幅広い能力開発に役立つプログラムを整備しています。このほかディスカッションやロールプレイング等のアクティブラーニングや階層別の研修を取り入れ、より実践的な研修を実施しています。特にスタッフクラスの階層別研修は大幅に拡充し、年次ごとに必要とされるスキルに応じた内容となっています。

なお、会計監査以外の幅広い領域の専門性を習得するために、社外の研修等の受講をサポートする制度も設けています。

#### ② OJTトレーナー制度

各地区事務所、部門等において、それぞれの特性に応じたOJTトレーナー制度を採用しています。対象人員の多い地区事務所においては、マネージャーおよびスタッフの育成を目的に、パートナー全員が育成を担当するOJTトレーナー制度を導入しており、各パートナーが担当するトレーニーそれぞれと、1年ごとのディスカッションによる目標設定を行い、原則毎月実施する1 on 1による振り返りおよびフィードバックを実施することで、トレーニー本人の成長を促します。

また、各パートナーが定期的にトレーニーのアサインメント状況等を確認し、本人の意欲や希望するキャリアパスに関しても聴取を行い、必要に応じてパートナー間で連携を取ることで、可能な限りトレーニーが担当する業務に希望等を反映させる点も当該制度の特徴です。

さらに、業務支援本部と連携し、研修受講状況、理解度等の確認を行い、トレーニー本人のスキルアップに繋げていきます。

## 人財育成の仕組み、環境等

### ③ 人事評価制度

当法人では、業務の品質や組織への貢献の度合いに応じた公平性・透明性の高い人事評価制度を基本としています。品質を最重要視した業務遂行を行うとともに、意欲的に組織活動に貢献することで、組織パフォーマンス向上につながる評価項目・基準を設けています。

また、評価結果については面談を通じて本人へフィードバックし、継続的に業務への反映を促しています。人事評価制度は、求める人財像に適合する人員を評価する制度になっており、パートナーおよび職員の育成、成長支援につなげています。

職位ごとの人員構成		
職位等	2024/6末	2025/6末
パートナー	45人	44人
シニアマネージャー マネージャー	57人	63人
シニアスタッフ ジュニアスタッフ等	174人	207人
事務職員	30人	33人
(合計)	306人	347人

(注) 2024年度における離職率は7.2%です。

### ④ BDOや外部への出向等の取り組み

当法人は、監査業務以外の多様な業務を経験することは、人間力を高め、環境変化への適応力を培い、多面的な視点で物事を捉えられるようになる機会と考えています。そのため、パートナーおよび職員に対し、BDOの国内外ネットワークファームや日本公認会計士協会等への出向や国際会議への出席等、国際感覚を磨く機会や多様な環境下で監査業務以外を経験する場を提供しています。

また、多様な人財の受け入れによる組織活性化の観点から、国の「官民人事交流制度」による人財受け入れを行っています。



BDO Singaporeのシンガポール事務のメンバーと同事務所に勤務する森田シニアマネージャー（左から4番目）

### ⑤ ダイバーシティ推進の取り組み

当法人では、誰もが明るく主体的に働ける職場づくりを目指し、ダイバーシティ推進の一環として「ガーベラ会」を組織化しました。女性の活躍支援を出発点としながらも、すべての職員が働きやすくなる環境づくりにつながる取り組みとして位置づけています。企画や交流を通じて、職員の生の声を集め、職場環境の改善や制度のあり方について前向きな対話を重ねています。また、育児休暇などの課題は性別を問わず共有すべきものであり、今後はより広い視点での協議の場へと発展させることも視野に入れています。

さらに、職員の家族とのつながりを大切にしている取り組みとして、夏休み期間に、子ども向けの事務所見学会も開催しており、働く親の姿を身近に感じてもらう機会を提供しています。違いを認め合い、相互協力を尊重する風土づくりを進めながら、アンコンシャス・バイアスの解消にも取り組み、誰もが安心して自分らしく働ける職場環境の実現に努めていきます。

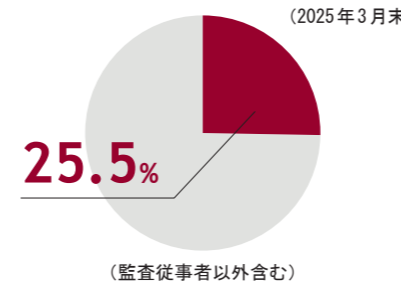


子ども向けの事務所見学会

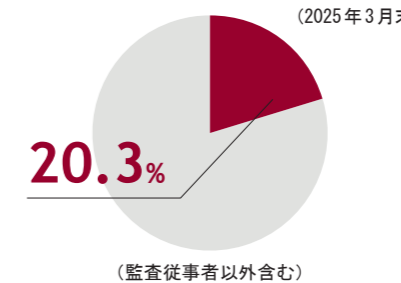
子育てサポート企業として「くるみんマーク」を取得しており、さらにプラチナくるみん取得を目指しています。



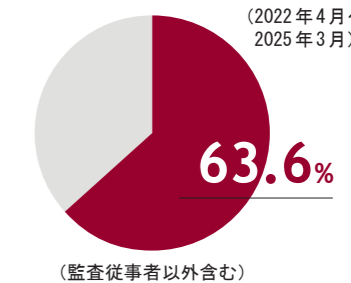
女性比率 (2025年3月末)



女性管理職比率 (2025年3月末)



男性育児休暇取得率 (2022年4月～2025年3月)



# 09

## 品質管理 高品質な監査を 維持・向上する品質管理



### ① 品質管理システムの整備および運用の方針の作成

当法人の品質管理システムの整備および運用の方針の作成については、BDOグローバルが「BDO ISQM1 Policy」を踏まえて定めた品質目標、品質リスクおよび統制手続の項目をベースに、各プロセスオーナーが、当法人の状況を勘案して、リスク評価および対応手続を作成しています。その際、改訂後の「監査に関する品質管理基準」および改正品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」並びに当法人の固有の事情に対応するために、必要に応じて、品質目標、品質リスクおよび対応手続を追加・変更しています。

### ② 監査契約の新規の締結および更新等

当法人の規模および組織、専門的な知識・能力および経験を要求される監査業務に対応するため、被監査会社の誠実性や当法人の倫理規則等の遵守、監査実施者の確保の状況並びに被監査会社に対する独立性等を考慮して決定できるよう、保証業務契約の新規締結・更新に関する規程を定めて運用しています。

監査契約の新規の締結および更新に際しては、当該規程に従って評価したリスクに応じた方法により承認を受けることになっています。

また、監査業務を他の監査人へ引き継ぐ場合、または他の監査人から引き継ぐ場合には、監査人の交代に関する規程に従って監査業務を適切に引き継いでいます。

### ③ 職業倫理・独立性の遵守

毎年、当法人に属するすべての人に対し、「職業倫理に関する誓約書」または「倫理に関する誓約書」を使用して、職業倫理を遵守していることを確認しています。また、同じく毎年、すべてのパートナーおよび職員、すべてのパートナーおよび職員の会計事務所等（当法人を含む）並びに国内のネットワークファームの代表者に対して、「監査人の独立性チェックリスト」を使用して、当法人の被監査会社等に対する独立性が保持されていることを確認しています。

	2023年度	2024年度
独立性の確認率	100%	100%
違反件数	0件	0件

さらに、BDOの規程に従い、各国のBDOメンバーファームの保証業務提供先に対する独立性を保持していることについて、BDOのすべてのネットワークファームとの間で必要な独立性の確認を行っています。監査チーム内においては、業務執行社員およびその補助者が、監査計画時・監



査実施時・意見形成時の各監査業務の実施ごとに、当法人の定める手続に基づき、被監査会社等に対する独立性の確認を実施しています。

当該確認の結果、独立性を阻害する要因が発生した場合もしくは発生の可能性が高いと判断した場合には、速やかにその解消を図ることとしています。

また、監査業務の主要な担当社員等のローテーションについては、法令、日本公認会計士協会の諸規則およびBDOの規程に従い、大会社等および大会社等以外の一定規模以上の事業体の監査業務について、筆頭業務執行社員、審査担当者、その他の監査業務の主要な担当社員等の役割に応じて、連続関与期間、インターバル期間を定めて、運用しています。

なお、当法人では、特定の被監査会社からの報酬に依存することなく、健全かつ安定した財務基盤を確保しています。これにより、監査人としての独立性が経済的側面からも阻害されることなく保持されていることを担保しています。

### ④ 諸規程・マニュアル・監査ツールの開発

BDOの監査マニュアルと日本の監査基準を踏まえて、品質管理に係る諸規程・マニュアル・監査ツール等を開発しています。

### ⑤ 専門的な見解の問い合わせ等

判断に困難が伴う重要な事項のほか、法的な見解が必要な場合、その他専門領域の知識・見解が必要な場合には、当法人内外の適任者に対して、専門的な見解の問い合わせを行い、当該問い合わせに対する最終見解を得て判断しています。また、特殊な事例等に限らず、「一人で悩まない」をモットーに悩みや疑問を気軽に相談できる窓口（別名、寺子屋）を設置しています。職員に周知され、その気軽さから相談件数は年々増加しています。

### ⑥ 通報制度

当法人内外からもたらされる情報に適切に対処するために、当法人が実施する業務に関する品質管理およびコンプライアンス強化の観点から、当法人の業務に係る法令等の違反行為または違反するおそれのある行為（不正・粉飾、インサイダー取引、利益相反行為、職業倫理に反する行為等）に関する情報を当法人の内外から広く収集するため、「三優ホットライン」を設置しています。通報者は「三優ホットライン」専用のメールアドレスにメールを送付することにより通報を行います。

通報は外部弁護士を経由し、品質管理本部長が関与しない案件であることを確認後、同本部長へ報告されます。同本部長は必要があれば法的専門家や調査要員を指名し、関係者と協議しながら内容を調査し、その結果を常務会に報告します。



⑦ ITの活用

当法人は、「監査品質の向上」のためには「効率的な監査の実施」が不可欠であると考えており、監査品質と効率の向上を両立させるため、監査でのITの活用に取り組んでいます。そのためのツールとして、電子監査調書とそのモニタリング、監査クライアントやグループ監査を実施する子会社等の監査人とのコミュニケーションツール、その他データ分析等の各種システムを導入しています。

●電子監査調書システム APT Next-Gen

BDOグローバルで開発された電子監査調書システムAPT Next-Genは、監査業務実施の核となるシステムです。これを活用することで、リスク分析とその後の手続の整合性の維持が容易となります。また、グループ監査においては、親会社等の監査チームは、子会社等の監査チームの作業状況が一元管理できるとともに、監査チーム相互は、チーム間の秘匿性をもって作業が行える仕組みとなっています。これにより、各国BDOメンバーファームとの共同作業がよりスムーズに実施可能となります。

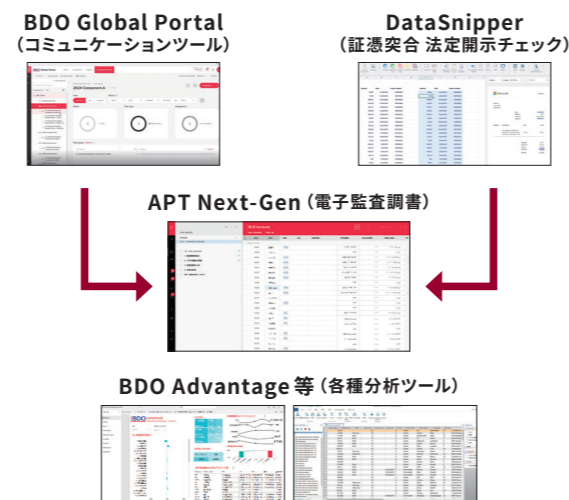
●コミュニケーションツール BDO Global Portal

APT Next-Genのフロントシステムとしてのコミュニケーションツールが、BDO Global Portalです。BDO Global Portalを利用して、監査クライアントや、子会社等の監査チームへの資料依頼を行うことで、ダッシュボードによる進捗の確認、その資料に対する質問等のやり取り、期限の自動フォローアップが行えます。また、BDO Global Portalで収集した各種資料は、容易な操作でAPT Next-Genに取り込むことが可能です。

●データ加工・分析の汎用監査ツール CaseWare IDEA、Power-BI

CaseWare IDEAは、主にデータの加工・抽出、そして、その自動化のために利用しています。Power-BIは、大量データ（数千万件）の加工・抽出の他、ビジュアライゼーションを活用した分析に効果を発揮しています。Power-BIは、試算表や売上分析など用途別分析ツールとして、BDOグローバルで開発したBDO ADVANTAGEの基盤としても利用されています。CaseWare IDEAとPower-BIは、さらなる利活用を推進するため、独自開発の研修を定期開催しています。

その他、APT Next-Gen関連のモニタリングやAPT Next-GenとExcelとのデータ交換等の拡張ツールがBDOグローバルより随時提供され、利用範囲を拡大しています。また、証憑突合と法定開示書類のチェックの精度向上・効率化のため、DataSnipperを利用しています。



⑧ 「One Team」で行うグローバル監査

多くの企業はその活動を日本国外に広げ、国・地域の境界を越えた組織構造を有するようになり、監査法人側には、いかなるグループ構造を有する企業に対しても高品質なグループ監査が行えるような体制を構築することがますます求められています。グループ監査における監査法人として必要な対応とは、構成単位の監査人を含む企業グループを監査する全メンバーが一つのチームを形成する真の「One Team」としてグループ監査を遂行することと当法人では考えています。改正監査基準報告書600が適用となり、重要な構成単位という概念が廃止され、グループ監査は、より連結グループ全体の視点から監査を行うアプローチへと変わりました。また、構成単位の監査人は、グループ監査を行う監査チームの一員であることが明確化されたことは、国・地域の境界を越えた「One Team」での監査が求められていることの表れであると理解しています。当法人では、以下のような仕組みにより、「One Team」として高品質なグループ監査を行うことができる体制を整えています。

1 | BDO共通の監査ツールを用いた監査

前ページに記載のとおり、当法人ではBDOグローバルで開発された電子監査調書システムである「APT Next-Gen」(APT)を利用して、BDOネットワークファームで利用されている共通の監査ツールであり、同じ監査メソドロジーに基づいて各国ネットワークファームが監査を行うことを可能としています。また、グループ監査チームは、海外の監査チームが作成した監査調書を、APTを通じて閲覧できる仕組みとなっており、地理的遠隔性を問題とせず、より深く、かつタイムリーに海外の監査チームが実施する監査に関与することができ、「One Team」でのグループ監査に不可欠なものとなっています。

2 | コミュニケーションツール BDO Global Portalの利用

前述のとおり、APT Next-Genの利用に加え、BDO Global Portalの利用により、海外の監査チームとの資料のやり取りやタスクの管理を、セキュリティを十分に備えた形で行うことができます。このBDO Global Portalでは、必要なタスクや資料のリクエストとその期限の設定、およびその進捗をタイムリーに可視化することができ、APTと合わせて海外の監査チームの進捗を遠隔で適切に管理することができます。

3 | グローバル人材の育成

海外の監査チームとのコミュニケーションを円滑かつ正確に行うためには、言語の壁を乗り越えなくてはなりません。当法人では、海外語学留学などの英語教育プログラムを充実させ、グローバルに活躍できる人材の育成に取り組んでいます。また、監査チームがグループ監査で求められる水準のコミュニケーションを適切に行うことができるように、英語でのコミュニケーションが図れる人材をグローバル監査のチームメンバーとして配置するようにしています。加えて、海外ネットワークファームへの駐在派遣を定期的に行い、日系企業が進出する主要国にJapan Deskを設け、海外の監査チームとのコミュニケーションをより円滑に行える体制を整えています。

4 | インバウンドのグループ監査への対応

当法人では、海外ネットワークファームからのリファーマル監査業務に対しても高い品質の確保に努めています。海外ネットワークファームとのリレーションは、その信頼関係により成り立っており、インバウンドの監査業務に対して「One Team」のメンバーとして適切な対応を行うことは、両者の信頼関係を強固なものとし、ひいては当法人が海外ネットワークファームに作業を依頼する監査業務においても適切な対応が図られ、円滑なコミュニケーションが行えるものと考えています。また、インバウンドの監査業務は、上記のグローバル人材の育成の場としても非常に有用な機会であり、グループ監査対応が可能な人材の層を厚くすることに貢献しています。

⑨ 不正リスクへの対応

1 | 不正リスク対応が求められる背景

近年、財務諸表の重要な虚偽表示につながる不正に対する社会的関心が高まっています。特に不正会計事案の発生を契機に、会計監査の信頼性が厳しく問われる状況となっており、監査人には従来以上に職業的懐疑心の保持と発揮が強く求められています。

2 | 職業的懐疑心の徹底

財務諸表監査においては、監査チームが監査の全過程を通じて職業的懐疑心を保持・発揮することが重要です。不正による重要な虚偽表示リスクの評価や監査手続の実施、監査証拠の評価に際して、不正による重要な虚偽表示リスクを示唆する状況を見逃さないように注意を払うことが求められています。また、経営者や取締役等の誠実性を無条件に信頼せず、不正がどのように発生しうるかを具体的に討議し、財務諸表のどの項目にどのようなリスクが生じるかを重点的に検討します。

当法人では、職業的懐疑心を維持するための研修を行い、監査チームにおいては不正リスクに関する討議を実施しています。さらに、監査過程で疑義が生じた場合には、上位の審査機関である上級審査で審議を行う体制を構築しています。

3 | リスク評価と網羅的な検討

不正リスクの評価にあたっては、被監査会社の業務プロセスや取引形態を十分に理解し、収益認識などリスクが高いと考えられる部分に重点的に監査資源を投入しつつ、その他の部分についてもリスク認識に漏れがないかを幅広く検討することが重要です。

当法人では、売上取引ごとの不正リスクを識別・評価するための調書様式、および仕訳テストを含む経営者による内部統制の無効化リスクへの対応に関する調書様式を整備しています。これらの調書の適切な作成を支援するため、研修等を通じて実務者の理解を深め、不正リスクへ深度ある対応を促進しています。



4 | 柔軟かつ実効的な対応手続と法人全体で支援する体制

監査実施の過程で不正リスクを示唆する状況を識別した場合には、経営者への質問や追加的な監査手続を実施し、必要に応じて監査計画やリスク対応手続を見直すことが求められます。また、経営者の関与が疑われる場合には、監査役等と適切に連携し、組織的な対応を図ることが重要です。

当法人では、被監査会社で生じたインシデントやネガティブ情報等について、監査チームから法人本部に情報を報告し、必要な支援を受けられる「監査先に関する情報報告制度」を設けています。具体的には、監査の過程で入手したネガティブな情報や不正の疑い、重大な経営環境の変化等のリスク情報を、専用ワークフローを通じて法人本部が入手し、監査チームが直面するリスクに対し、法人内の専門部署が連携して対応策を協議・支援する体制を構築・運用しています。これにより、監査現場のリスク対応力の強化を図っています。

5 | 今後に向けて

当法人は、社会的要請や規制当局の指針を踏まえ、職業的懐疑心の徹底、不正リスク評価の精度向上、柔軟かつ実効的な対応手続と法人全体で支援する体制の構築を柱として、不正リスクへの対応を強化しています。今後も、監査の信頼性向上と企業価値の維持・向上に貢献するため、監査品質の向上に向けて、継続的な見直しと改善を実施していきます。

監査品質向上を目的として以下の法人横断のプロジェクトや委員会を設置しています

① 監査品質向上プロジェクト

全社的な監査品質の向上を目的として、組織横断的な「監査品質向上プロジェクト」を設置しています。本プロジェクトでは、重要領域に対する対応強化、監査チーム力強化、個別基礎力強化、コミュニケーション能力強化、スタッフの育成・指導強化をテーマとして掲げており、関連部署と連携した上で監査品質向上のための活動に取り組んでいます。

② 品質管理委員会

より監査現場の意見をくみ上げて監査品質を高めていくことを目的として、「品質管理委員会」を設置しています。本委員会では、各地区事務所の若いパートナー、マネージャーを中心に、監査現場で直面する課題についてディスカッションし、解決のためのアイデアを出す場を設けています。

⑩ 審査

監査業務については、監査意見の表明に先立ち、監査計画、専門要員の独立性、会計処理の妥当性、監査意見の妥当性、監査対象財務諸表の表示の妥当性等について、コンカリングレビュー制による審査を経て、監査意見形成に係る結論を得ています。

コンカリングレビュー制では、個別監査業務において年間を通じて審査担当者を設定し、監査チームとのコミュニケーションおよび相談を通じて、迅速にかつ有効に審査が

実施できる体制を整備しています。

また、監査リスクが高い審査事項、複雑な監査判断を要する事項については、複数の審査員で構成される合議制方式の上級審査会、社員会審査会にて、慎重な監査判断を行う体制を整備しています。

なお、審査業務の担当者は、審査対象監査業務に関与しない独立した立場で、業界等の知識・経験が豊富で適切なメンバーを選任し、客観的な視点で審査を行っています。

⑪ 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス

当法人は、改訂後の「監査に関する品質管理基準」および改正品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」（品基報1）（以下合わせて「品管基準等」という。）を、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用しています。

当監査法人の品質管理のモニタリングについては、品管基準等および当法人が規定する方針および手続に従って実施しています。

このうち、品質管理システムの整備および運用状況のモニタリングについては、BDOグローバルがその方針を踏まえて定めたモニタリング活動の例を参考にモニタリング活動をデザインし、実施しており、その結果に基づき、2024年度においては11月30日を評価基準日として評価を実施しました。

また、完了した監査等の業務の定期的な検証については、原則としてBDOグローバルの方針および手続に準拠して運営しています。監査業務については、すべての監査責任

者が、少なくとも3年に1度対象となるような頻度で検証が実施され、検証対象会社は、公認会計士法上の大会社を中心に、品質リスクを生じさせる状況などを勘案して選定しています。

これらのモニタリング活動等により発見事項が識別された場合、個々の発見事項の評価を実施するとともに、集約して原因分析の上、システムレベルの不備が存在するかどうかを評価します。システムレベルの不備については、根本原因の分析を実施し、その重大性と広範性を評価して、評価の結論を導きます。

品質管理システムに係る不備の改善については、モニタリング本部は、各プロセスオーナーと不備について協議し、品質管理本部と協力して、根本原因の分析結果に応じた是正措置をデザインし、適用します。また、モニタリング本部は、各プロセスオーナーが実施する是正措置の有効性を評価します。

定期的な検証

① 結果の割合

検証結果	2023年度	2024年度
適切	11%	29%
問題ないが、改善を要する一部の領域がある	78%	29%
改善を要する重要な領域がある	11%	42%
不適切	-%	-%

② 対象社員の割合

検証結果	2023年度	2024年度
対象社員の割合	52%	36%

⑫ 品質管理システムの評価

当法人は、モニタリング活動により得た情報のほか、不服と疑義の申立ておよび外部検査等からの関連情報をもとに、ISQM1および品質管理基準報告書第1号に準拠して、品質管理システムの評価を実施しました。当法人の品質管理システムに関する最終責任者である理事長パートナーは、品質管理システムが、当法人の監査等の業務に関し、以下の品質管理システムの目的が達成されているという合理的な保証を提供しているかどうかを評価しました。

(1) 監査事務所および専門要員が、職業的専門家としての基準および適用される法令等に従って自らの責任を果たすと同時に、当該基準および法令等に従って監査等の業務を実施すること

(2) 監査事務所および業務責任者が状況に応じた適切な報告書を発行すること

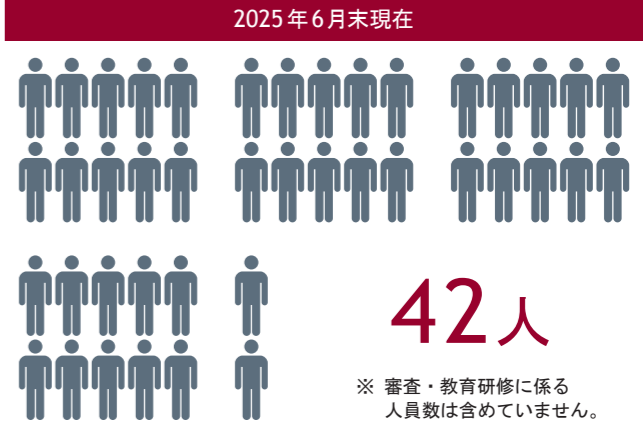
その結果、理事長パートナーは、当監査法人の品質管理システムは、システムの目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供していると暫定的に結論付けました。

その暫定結論は、その後BDOグローバルによって同意され、最終結論となりました。

なお、合理的な保証とは、監査事務所の左記(1)(2)の目的が達成されないリスクが品質管理システムによって許容可能なレベルにまで低減される場合に得られるものです。また、品質管理システムには固有の限界があるため、合理的な保証は絶対的な保証水準ではありません。

訂正報告の数	2024年度
	0件

品質管理に関連する人員数



⑬ 非監査業務の提供

当法人では監査業務の信頼性の確保を最優先と位置付けるなか、監査部門とは独立した法人内のアドバイザー部門を中心に非監査業務を実施しています。非監査業務は、当法人の成長活路の一つとして必須の取り組みであると認識しており、若手職員の将来のキャリア・プランの一つとしても強化すべきと考えています。

非監査業務の受嘱にあたっては、被監査会社に対する独立性が阻害される可能性を排除すべく、国内外のネットワークファームを含むグローバル全体でコンフリクトの有無を事前に確認しています。なお、当法人では、兼業・副業を行うことを原則禁止しており、定期的に兼業の有無について調査を行っています。



⑭ ステークホルダーとの対話

1 | 監査チーム

監査上のリスクを把握し、また、これに適切に対応するため、監査チームと被監査会社との対話を重視しています。

被監査会社の事業内容等に関する重要な変化の有無を確かめ、財務諸表等に重要な影響を及ぼす会計事象、取引等を把握するため、被監査会社のCEO、CFO等の経営者および監査役等との間で、一般的な経済環境、被監査会社が属する業界の動向、また、それらが被監査会社に与える影響並びに今後の事業活動の変化・対応計画等について、十分な意見交換や深度ある議論を行っています。

また、2021年4月1日開始事業年度よりKAM（監査上の主要な検討事項）が導入されましたが、経営者および監査役等とKAMの記載対象・記載内容の協議を行うことにより、監査チームが把握している監査リスクの詳細な内容およびリスクに対応した監査手続について、深度ある意見交換を行っています。

2 | 被監査会社のマネジメント層

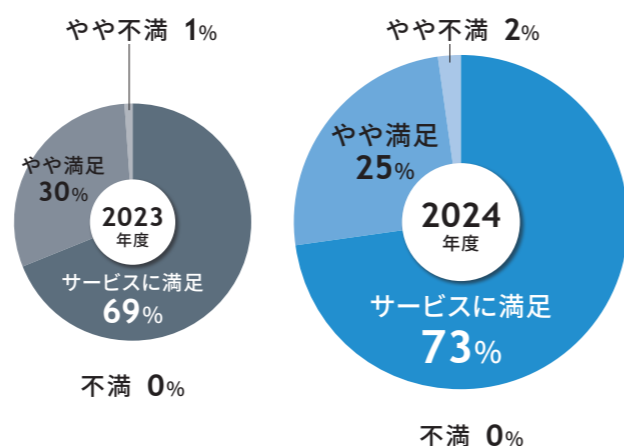
当法人では、監査業務の遂行および当法人の組織的な運営の改善のため、年に1回、被監査会社のCEO、CFOおよび監査役等に対してアンケートを実施しています。

その結果は、タイムリーに各監査チームの業務執行社員にフィードバックされ、監査業務の改善に活用しています。

また、アンケート結果については、匿名性を担保の上で、全体の傾向や個別の回答を常務会および理事会に適宜報告することで、当法人の組織的な運営の改善に活用しています。また、これらの会議では、独立第三者委員から意見をいただくことがあります。

加えて、当法人理事長パートナーとの面談についてもアンケートを行っており、希望者とは理事長パートナーが個別に面談を行い、コミュニケーションをとっています。

CEO,CFOおよび監査役等に対するアンケート結果



3 | 資本市場の参加者等

当法人は、証券会社・金融機関等との面談を通じて、監査や準大手監査法人等に対する関心、期待される役割等を把握し、そこから得られた知見を法人運営に活用しています。

4 | 役職員とのコミュニケーション

当法人では理事長パートナーと役職員との直接対話の機会として、4人以下の少人数で理事長パートナーとの面談を行う直接対話の場（Something Meeting）を開催しています。職員は4年に1回は必ず参加するものとし、パートナーは任意参加としています。地区事務所には基本的に理事長パートナーがおもむき面談を行っています。理事長パートナーはこの対話の中で監査現場での品質管理の意識・姿勢をはじめとした、種々の情報を得ています。対話の内容は匿名性に配慮した上で全体研修の中で全役職員に共有されるとともに、その後の法人運営にも反映しています。

また、全役職員に対して年に1回アンケートを実施しています。このアンケートにおいては「法人は監査品質を重視していると思いますか」「法人の監査品質の考え方が十分に浸透していると思いますか」などの監査品質に関する質問の他、業務の満足度や研修について、給与・賞与の満足度など幅広い項目について質問を行うとともに、法人に対する様々な提言を集めています。質問への回答結果や集められた提言については、全体研修において全役職員に共有されます。さらに質問への回答結果や提言については、各本部で担当を決め、それらへの対応策をまとめ、法人の施策に反映させています。これらの対応策や対応結果についても法人のポータルサイトにて公表し、法人内の全役職員に共有しています。

全役職員に対するアンケート結果

Q 法人は監査品質を重視していると思いますか

回答	比率
はい 5	24%
4	45%
3	21%
2	4%
1	3%
該当なし	3%

Q 法人の監査品質の考え方が十分に浸透していると思いますか

回答	比率
はい 5	12%
4	31%
3	37%
2	13%
1	4%
該当なし	3%

これらの他、役職員全員参加の研修内での理事長パートナーからの経営方針説明、パートナー全員参加の宿泊および役職員が集まるタウンホールミーティング等により監査品質を重視した経営方針を法人全体で共有しています。

# 10

外部機関からのレビューと検査

## 外部機関からの レビューと検査への対応

### 外部機関からのレビュー・検査に対する、当法人の姿勢

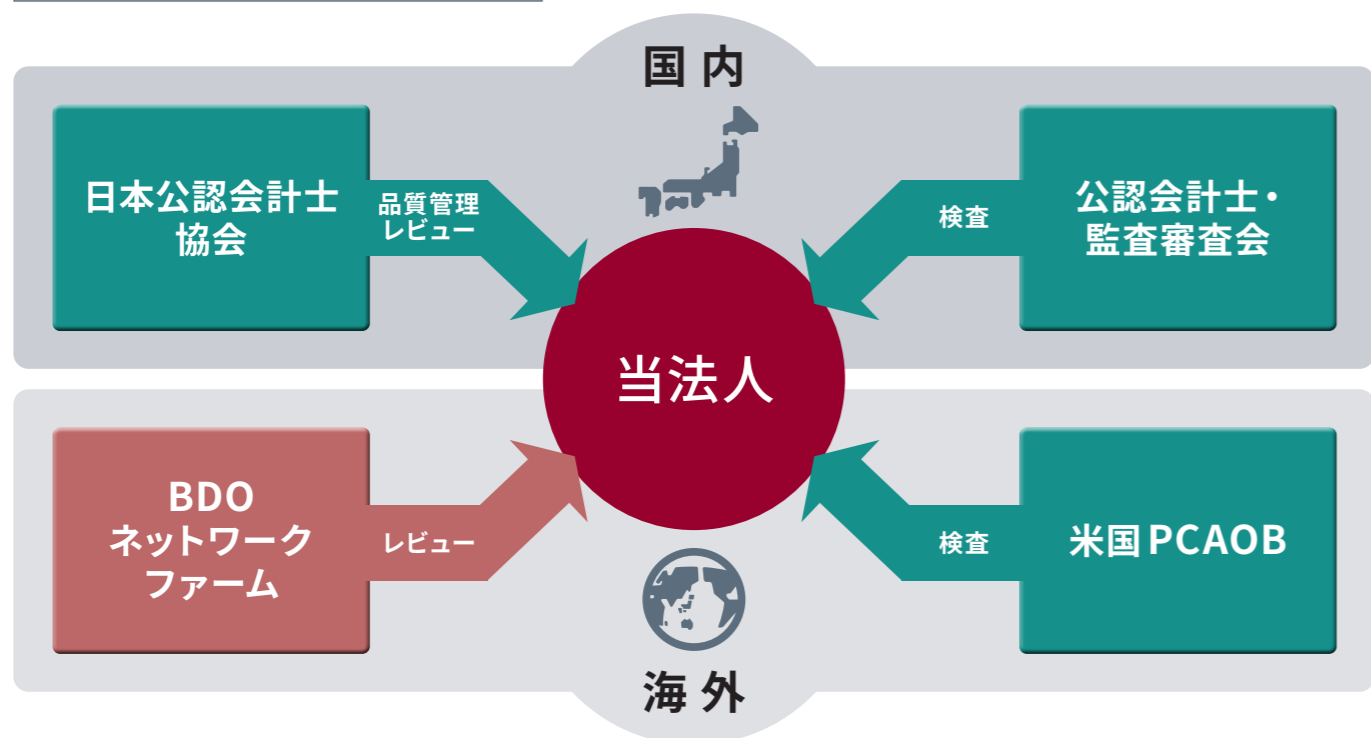
当法人に対する外部からのレビュー・検査制度は、以下になります。

- ①日本公認会計士協会による品質管理レビュー
- ②公認会計士・監査審査会による検査
- ③BDOネットワークファームによるレビュー
- ④米国PCAOB (Public Company Accounting Oversight Board: 公開会社会計監視委員会)による検査

外部からのレビュー・検査に対しては、真摯な姿勢で臨み、レビューアーや検査官とのディスカッション、アドバイスから得られた指導事項等については、法人の最重要事項の一つとして監査品質の向上のために積極的に取り組む方針としています。

これらの指導事項に対してはその根本原因を探り、同様の課題事項が発生する可能性を探ると同時に、再発防止策を検討します。具体的には、重要な指導事項については、まずパートナーを中心に根本原因の共有と再発防止策の研修を行い、さらに、全体研修等を通じて監査チームメンバーに周知徹底を図ります。また、審査、定期的な検証および期中モニタリング等の業務を通じて、監査チームへの浸透を図る体制を構築しています。

### 国内外からのレビュー・検査の状況



### 国内からのレビュー・検査

#### ①日本公認会計士協会による品質管理レビュー

日本公認会計士協会は、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的として、監査事務所が行うリスク評価プロセス（監査事務所により行われる監査の品質目標の設定、品質リスクの識別および評価並びに品質リスクへの対処をいう。）を含む監査の品質管理システム（以下単に「品質管理システム」といいます。）の整備および運用の状況を確認する制度を導入しています。同制度により一定期間ごとに（原則として3年に1回）、監査事務所に対してレビューが実施されます。

登録上場会社等監査人に対する品質管理レビューの実施状況は、日本公認会計士協会のWebサイト「登録上場会社等監査人情報」において、原則として直近2回分掲載されます。

また、重要な不備事項等が見受けられた登録事務所は、資本市場関係者に対する情報提供の一環として、上記Webサイトにおいて、その旨およびその概要が公表されます。

さらに、登録事務所が金融庁又は日本公認会計士協会から懲戒処分等を受けた場合には、当該処分を受けた旨およびその理由が開示されます。

#### 日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果

品質管理レビュー報告書の交付年月	2023年3月
実施結果	重要な不備事項のない実施結果

### 海外からのレビュー・検査

#### ③BDOネットワークファームによるレビュー

BDOネットワークファームによるレビューは、BDOネットワークファームに加盟する法人が、BDOネットワークのポリシーに沿って監査品質を維持・向上することを目的として、法人の品質管理システムをレビューする制度です。同制度は、原則3年に1回レビューが実施されています。

当該レビューの結果、適切な監査品質が確保されていないと認められた場合は、BDOネットワーク本部からの指導、勧告、ネットワークファームからの脱退等の処分を受けることがあります。

※当法人は、上記のような措置をこれまで受けたことはありません。

#### ②公認会計士・監査審査会による検査

公認会計士・監査審査会は、公益の確保および投資者保護の観点から、公認会計士による監査の質の向上を図り、その信頼性を確保するために、金融庁に設置されている独立行政機関です。公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会から品質管理レビューの状況報告を受け、品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査し、必要があると認めるときは、日本公認会計士協会や監査事務所等に対して報告徴収や検査を実施することとしています。

検査等の結果、品質管理態勢および個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれないと評価された監査事務所については、公認会計士・監査審査会は、金融庁長官に対し、業務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について勧告を行います。金融庁長官は、当該勧告を受けて、監査事務所に戒告、業務改善命令、業務の全部または一部の停止、解散命令、課徴金納付命令等の行政処分を行うこととなります。

※当法人は、上記のような措置をこれまで受けたことはありません。

#### ④米国PCAOBによる検査

米国PCAOBは、米国証券取引委員会（SEC）に登録する証券を発行する公開会社の監査を監視するために、2002年、米国企業会計改革法（サーベンス・オクスリー法）に基づき設立されました。当該監査を実施する会計事務所は、PCAOBへの登録が必要であるとともに、PCAOBによる検査を受けることがあります。この検査は、会計事務所の特定の品質管理システムおよび特定の監査業務に不備が存在するかどうかの確認になります。検査の結果、一定以上の不備が存在すると認められた場合、検査結果がPCAOBから公表され、その後検査結果の対応が要求されることとなります。これらの検査結果および対応状況が不適切と認められた場合は、PCAOBの登録を抹消されます。

※米国PCAOBによる当法人の検査においては、上記のような検査結果の公表事項はありません。

# 11

## 海外ネットワークファーム

BDO ネットワークは世界166か国等、  
オフィス約1,800拠点、約119,000名  
グローバルに展開する専門家集団です。

(2024年9月末現在)



### BDO JAPAN DESK の拠点

(2025年6月末現在)

当法人は、国際的会計ネットワークファームであるBDOと提携しています。BDOは、世界5大会計事務所の一つであり、世界規模でネットワークを構築して、監査、会計、税務、コンサルティング業務を提供しています。各国のメンバーファームは、ビジョンを共有しながらお互いの立場を尊重し、グローバルに展開するビッグカンパニーからオーナー企業、多種多様な業種・業態に対して業務を展開しています。

また、グローバルに統一された共通の監査手法と監査ツールの利用により、クロスボーダーな「One Team」としてのグループ監査チームの組成と品質の確保が可能となっています。さらには、他国のネットワークファームへの駐在によるグローバル人材の育成やBDOが提供する様々な研修によりノウハウやスキルの強化が図られています。

なお、当法人の理事長パートナーは、主要なBDOメンバーファームのCEOが参加する会議に参加し、BDOネットワークの意思決定に参画しています。

一方、BDOが提供する監査ツールやマニュアルは、国・地域における監査実務に必ずしも適合しないことが考えられますが、当法人の品質管理部を中心に我が国の監査制度とのギャップを分析し、日本固有の法令や監査基準等を遵守できるように、適切な対応を図っています。

# 12

## 国内ネットワークファーム

# 非監査業務を支える、 国内ネットワークファーム体制

当法人を含む日本におけるBDOメンバーファーム全体からなるBDO Japanグループでは、様々な分野のエキスパートをそろえ、サービスライン別の役割を各国内ネットワークファームが担うことによって、時代と共に変化し続ける多種多様なクライアントのニーズに応えられる体制を構築しています。当法人では、高い監査品質の維持・向上を図るために、業務内容を監査保証業務およびその関係付随業務に限定して展開しており、その他の国内メンバーファームでは税務関連業務やコンサルティング業務等を中心に幅広くサービスを展開しています。

BDO Japanグループ内の相互の高いリレーションを維持することで、社会からの多様な要請に迅速かつ機能的に応えることができるだけでなく、人材・知識交流によって、当法人および国内ネットワークファームに幅広い知識と経験を相互に還元させ、監査品質および業務品質向上を図っています。

なお、定期的に行われるBDO Japanグループ連絡会議に当法人も参加し、国内ネットワークファーム間のコンフリクトの解消やリレーションの強化など、BDO Japanグループ全体の戦略とガバナンスについて協議を行っています。

### BDO 税理士法人

- 所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号  
エステック情報ビル
- 代表者……代表社員 長峰 伸之  
代表社員 出口 秀樹
- 主な業務内容
  - ▶各種税務申告書の作成  
(法人税・所得税・消費税等)
  - ▶国際税務コンサルティング
  - ▶移転価格コンサルティング
  - ▶組織再編および事業承継に関する  
税務コンサルティング
  - ▶不動産投資を含む金融商品に関する  
税務コンサルティング
  - ▶関税/間接税サービス 等

### BDO アウトソーシング株式会社

- 所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号  
エステック情報ビル
- 代表者……代表取締役 長峰 伸之
- 主な業務内容
  - ▶会計に関するアウトソーシング  
およびコンサルティング
  - ▶その他国際業務関連コンサルティング 等

### BDO コンサルティング株式会社

- 所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号  
エステック情報ビル
- 代表者……マネージングパートナー  
公認会計士 美谷 昇一郎
- 主な業務内容
  - ▶コーポレートマネジメントに関するコンサルティング
  - ▶コーポレートディールに関するコンサルティング

### BDO CaN FAS 合同会社

- 所在地……東京都中央区日本橋茅場町1丁目9番2号  
第一稲村ビル  
(注) 2025年11月に東京都港区虎ノ門1-23-1  
虎ノ門ヒルズ森タワーに移転しています
- 代表者……代表執行役 大久保 昭平
- 主な業務内容
  - ▶ファイナンシャルアドバイザー
  - ▶財務デューデリジェンス
  - ▶バリュエーション

### BDO ヒューマンキャピタルマネジメント株式会社

- 所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号  
エステック情報ビル
- 代表者……代表取締役 高山 重裕
- 主な業務内容
  - ▶組織・人材マネジメントに関するコンサルティング
  - ▶人事業務改善に関するコンサルティング

### BDO 司法書士法人

- 所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号  
エステック情報ビル
- 代表者……社員 石田 雅之
- 主な業務内容
  - ▶登記業務
  - ▶コーポレートセクレタリアル業務
  - ▶相談顧問業務 等

### BDO アドバイザリー株式会社

- 所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号  
エステック情報ビル
- 代表者……代表取締役 古藤 智弘
- 主な業務内容
  - ▶M & A アドバイスサービス
  - ▶サステナビリティ情報サービス
  - ▶ターンアラウンド(事業再生)サービス 等

### BDO 社会保険労務士法人

- 所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号  
エステック情報ビル
- 代表者……代表社員 仲田 理華
- 主な業務内容
  - ▶人事業務のアウトソーシング
  - ▶労務に関する助言・指導

### BDO 行政書士法人

- 所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号  
エステック情報ビル
- 代表者……社員 長峰 伸之  
社員 岩瀬 洋文
- 主な業務内容
  - ▶外国人在留資格(ビザ)・帰化申請業務
  - ▶各種議事録・会計帳簿・財務諸表等の作成  
および相談業務
  - ▶遺産分割契約書・各種契約書・協議書等の作成  
および相談業務 等

### BDO Japan 株式会社

- 所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号  
エステック情報ビル
- 代表者……代表取締役 古藤 智弘
- 主な業務内容
  - ▶国外会計事務所等の委託に基づく  
情報提供サービス

(2025年9月末現在)

# 13

## ガバナンス・コード対応状況



**原則 1** 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

指針	記載箇所
1-1 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	01 理事長パートナーからのご挨拶 (P.3 ~ 4) 02 三優監査法人の法人文化 (P.5 ~ 6) 03 三優監査法人のビジョン (P.7 ~ 8) 09 品質管理 (P.27 ~ 36)
1-2 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	02 三優監査法人の法人文化 (P.5 ~ 6) 03 三優監査法人のビジョン (P.7 ~ 8) 09 品質管理 ④ 諸規程・マニュアル・監査ツールの開発 (P.28)
1-3 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	02 三優監査法人の法人文化 (P.5 ~ 6) 03 三優監査法人のビジョン (P.7 ~ 8) 08 人材育成 ① 研修 (P.24) 08 人材育成 ② OJT トレーナー制度 (P.24) 08 人材育成 ③ 人事評価制度 (P.25) 09 品質管理 (P.27 ~ 36)
1-4 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	02 三優監査法人の法人文化 (P.5 ~ 6) 03 三優監査法人のビジョン (P.7 ~ 8) 09 品質管理 ② 品質管理委員会 (P.32)
1-5 監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	09 品質管理 ⑬ 非監査業務の提供 (P.34) 12 国内ネットワークファーム (P.41 ~ 42)
1-6 監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	11 海外ネットワークファーム (P.39 ~ 40)

**原則 2** 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

指針	記載箇所
2-1 監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機能を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機能を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	04 ガバナンス体制 (P.9 ~ 13)
2-2 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機能の役割を明らかにすべきである。 ▶ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ▶ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ▶ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ▶ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	04 ガバナンス体制 (P.9 ~ 13) 09 品質管理 ⑭ ステークホルダーとの対話 (P.35) 08 人材育成 ① 研修 (P.24) 08 人材育成 ② OJT トレーナー制度 (P.24) 08 人材育成 ③ 人事評価制度 (P.25) 08 人材育成 ④ BDO や外部への出向等の取り組み (P.25) 08 人材育成 ⑤ ダイバーシティ推進の取り組み (P.26) 09 品質管理 ⑦ IT の活用 (P.29)
2-3 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	04 ガバナンス体制 (P.9 ~ 13)



**原則 3** 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

	指針	記載箇所
3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	04 ガバナンス体制 (P.9 ~ 13) 06 独立第三者委員 (P.19 ~ 20)
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	04 ガバナンス体制 (P.9 ~ 13) 06 独立第三者委員 (P.19 ~ 20)
3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。	
	▶ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言	04 ガバナンス体制 (P.9 ~ 13) 06 独立第三者委員 (P.19 ~ 20)
	▶ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与	04 ガバナンス体制 (P.9 ~ 13) 06 独立第三者委員 (P.19 ~ 20)
	▶ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与	04 ガバナンス体制 (P.9 ~ 13) 06 独立第三者委員 (P.19 ~ 20)
	▶ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与	04 ガバナンス体制 (P.9 ~ 13) 06 独立第三者委員 (P.19 ~ 20)
	▶ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与	04 ガバナンス体制 (P.9 ~ 13) 06 独立第三者委員 (P.19 ~ 20)
	▶ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	04 ガバナンス体制 (P.9 ~ 13) 06 独立第三者委員 (P.19 ~ 20) 09 品質管理 ⑭ステークホルダーとの対話 (P.35 ~ 36)
3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	04 ガバナンス体制 (P.9 ~ 13) 06 独立第三者委員 (P.19 ~ 20)

**原則 4** 監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

	指針	記載箇所
4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	04 ガバナンス体制 (P.9 ~ 12) 09 品質管理 ⑤専門的な見解の問い合わせ等 (P.28) 09 品質管理 ②品質管理委員会 (P.32) 09 品質管理 ⑭ステークホルダーとの対話 (P.36)
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	08 人材育成 (P.23 ~ 26)
4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。	
	▶ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	04 ガバナンス体制 (P.9 ~ 13) 05 各本部の取り組み 業務本部 (P.14) 07 監査チーム (P.21)
	▶ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	08 人材育成 ④BDOや外部への出向等の取り組み (P.25) 09 品質管理 ⑬非監査業務の提供 (P.34)
	▶ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	05 各本部の取り組み 業務本部 (P.14) 07 監査チーム (P.21) 08 人材育成 ③人事評価制度 (P.25)
	▶ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	08 人材育成 ①研修 (P.24) 08 人材育成 ②OJTトレーナー制度 (P.24)
4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	07 監査チーム (P.21) 09 品質管理 ⑭ステークホルダーとの対話 (P.35)
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。	09 品質管理 ⑥通報制度 (P.28)



**原則 5** 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指針	記載箇所
5-1 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	監査品質向上への取り組み 2025
監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。	
▶会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	01 理事長パートナーからのご挨拶 (P.3 ~ 4)
▶法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	02 三優監査法人の法人文化 (P.5 ~ 6) 03 三優監査法人のビジョン (P.7 ~ 8)
▶監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標 (AQI : Audit Quality Indicator) 又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	03 三優監査法人のビジョン (P.7 ~ 8) 09 品質管理 (P.27 ~ 36) 10 外部機関からのレビューと検査 (P.37 ~ 38)
▶監査法人における品質管理システムの状況	09 品質管理 (P.27 ~ 36)
5-2 ▶経営機関等の構成や役割	04 ガバナンス体制 (P.9 ~ 13)
▶監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	04 ガバナンス体制 (P.9、13) 06 独立第三者委員 (P.19 ~ 20)
▶法人の業務における非監査業務 (グループ内を含む。) の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	09 品質管理 ⑬非監査業務の提供 (P.34) 12 国内ネットワークファーム (P.41 ~ 42)
▶監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況 (積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。)	09 品質管理 ⑦ITの活用 (P.29)
▶規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	08 人材育成 (P.23 ~ 24)
▶特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	09 品質管理 ③職業倫理・独立性の順守 (P.28)

指針	記載箇所
5-2 ▶海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	09 品質管理 ⑧「One Team」で行うグローバル監査 (P.30)
▶監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	09 品質管理 ⑫品質管理システムの評価 (P.34)
グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。	
▶グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況	11 海外ネットワークファーム (P.39 ~ 40) 12 国内ネットワークファーム (P.41 ~ 42)
5-3 ▶グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的 (会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。)	11 海外ネットワークファーム (P.39 ~ 40) 12 国内ネットワークファーム (P.41 ~ 42)
▶会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価	11 海外ネットワークファーム (P.39 ~ 40) 12 国内ネットワークファーム (P.41 ~ 42)
▶会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	10 外部機関からのレビューと検査 ③BDOネットワークファームによるレビュー (P.38)
5-4 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	06 独立第三者委員 (P.19 ~ 20) 09 品質管理 ⑭ステークホルダーとの対話 (P.35 ~ 36)
5-5 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	13 ガバナンス・コード対応状況 (P.43 ~ 48) 09 品質管理 ⑫品質管理システムの評価 (P.34)
5-6 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	09 品質管理 ⑭ステークホルダーとの対話 (P.35 ~ 36)

## 三優監査法人プロフィール

### 設立

1986年10月

### 沿革

- 1986年 監査法人三優会計社として東京都千代田区に設立
- 1987年 大阪市東区に大阪支社（現 大阪事務所）開設（現 大阪市北区）
- 1990年 福岡市博多区に福岡事務所開設（現 福岡市中央区）
- 1995年 東京事務所（主たる事務所）を東京都新宿区に移転
- 1996年 BDO Binder BV（現 BDO International Limited）と業務提携
- 1996年 監査法人三優会計社より三優監査法人に名称変更
- 1996年 名古屋市中区に名古屋事務所開設（現 名古屋市中村区）
- 2015年 札幌市中央区に札幌事務所開設

### 資本金（出資金） （2025年6月末現在）

9,000万円

### 被監査会社の概要 （2025年6月末現在）

金融商品取引法・会社法監査	82社
金融商品取引法監査	1
会社法監査	31
その他の法定監査	22
その他の任意監査	91
合計	227

### 職位ごとの人員構成 （2025年6月末現在）

パートナー	44名
（職員）	
公認会計士	130
その他専門職員	140
事務職員	33
合計	347

### 国内事務所 所在地

#### 東京事務所

新宿区西新宿一丁目24番1号 エステック情報ビル  
TEL ▶ 03-5322-3531  
Email ▶ info@bdo.or.jp

#### 札幌事務所

札幌市中央区大通西四丁目6番地1 札幌大通西4ビル  
TEL ▶ 011-218-1671  
Email ▶ info.sapporo@bdo.or.jp

#### 名古屋事務所

名古屋市中村区名駅三丁目25番9号 堀内ビルディング  
TEL ▶ 052-533-4011  
Email ▶ info.nagoya@bdo.or.jp

#### 大阪事務所

大阪市北区堂島浜一丁目4番16号 アクア堂島NBFタワー  
TEL ▶ 06-6346-3151  
Email ▶ info.osaka@bdo.or.jp

#### 福岡事務所

福岡市中央区天神二丁目14番13号 天神三井ビル  
TEL ▶ 092-752-4311  
Email ▶ info.fukuoka@bdo.or.jp  
<https://www.bdo.or.jp>

### HPアドレス

<https://www.bdo.or.jp>



### 「Net-Zero」への取り組み

サステナビリティに関する情報開示の要求水準が高まり、それらの情報に係る保証業務への対応が迫られる中、多くの企業をステークホルダーとして有する我々監査法人自身においても、サステナビリティを意識した経営が求められてきているものと認識しています。特に、気候変動の影響は人類が直面する最も大きな問題の一つであり、気候変動による最悪の事態を回避するには、産業革命以前と比較して世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑える必要があることが科学的に提唱されています。2015年の「パリ協定」では、平均気温の上昇を1.5℃までに抑えるための目標として、GHG排出量を2030年までに2010年比で約45%削減、2050年にはカーボン・ニュートラル（Net-Zero）を達成することが合意されました。BDOでは、この気候変動の問題に立ち向かうべく、「Net-Zero」プロジェクトを立ち上げ、BDO全体のGHG排出量の算出および中長期の削減目標の設定とその達成を目指しており、当法人もBDOのメンバーファームとしてその取り組みに全力を注いでいます。